

いのちを支える佐伯市自殺対策計画 (素案)

～つながり支えあう 誰も自殺に追い込まれることのない佐伯市を目指して～

2020(令和2)年 月
佐伯市

はじめに

未定稿

令和2年 月

佐伯市長

田中利明

目次

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3

第2章 本市における自殺の現状と課題

1 自殺に関する統計.....	4
2 人口動態統計からみた本市の現状.....	5
3 「地域自殺実態プロファイル」からみた本市の現状.....	5
4 アンケート調査結果（抜粋）からみた本市の現状.....	10
5 現状からみた課題.....	19

第3章 自殺対策における基本事項

1 自殺に対する基本認識.....	21
2 基本理念.....	22
3 数値目標.....	22
4 施策の体系.....	23

第4章 いのちを支える自殺対策への取組（基本施策＋重点施策）

1 自殺対策を支える人材の育成.....	24
2 児童生徒に対する自殺予防教育の推進.....	26
3 自殺を予防するための共通認識の浸透.....	28
4 「生きる」を支える包括的な活動の展開.....	30
5 つながり支えあう地域づくりの推進.....	40

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	42
2 計画の周知.....	43
3 計画の進捗管理	43
4 評価指標一覧.....	44

資料編

1 自殺対策基本法	47
2 自殺総合対策大綱	53
3 佐伯市自殺対策連絡協議会設置要綱.....	55
4 佐伯市自殺対策連絡協議会名簿	58
5 用語解説.....	59

◆年号記載方法について

2019年5月の改元（平成→令和）に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、「西暦と和暦を併記」しております。なお、グラフ及び表における記載は「西暦表記」としてあります。（資料編の用語解説は除く）

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨と背景

我が国の自殺者数は1998（平成10）年以降、2011（平成23）年までに14年連続で3万人を超える状態が続いていました。こうした背景の中、2006（平成18）年に「自殺対策基本法」が制定されました。

以降、「個人的な問題」と認識されがちな自殺は、「社会の問題」として広く認識されるようになり、総合的な対策を早急に確立すべきとの認識のもと、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は減少傾向にあり、着実に成果を上げています。

しかし、全国の自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える状況であり、いまだ深刻な事態が続いている状況です。

そうした中、2016（平成28）年に「自殺対策基本法」が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことを基本理念とし、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、すべての都道府県及び市町村に自殺対策計画を策定することが示されました。自殺は、国の自殺総合対策大綱にも示されているとおり、その多くが追い込まれた末の死です。様々な悩みや社会的要因で追い詰められ、その多くは防ぐことができる社会的な問題です。

佐伯市（以下、「本市」という。）では、2018（平成30）年4月に策定した「第2次佐伯市総合計画」において「さいき7つの創生」を政策の柱とし、それらを推進していく「佐伯人」を育成していくことで、『地域が輝く「佐伯がいちばん」の人・まちづくり』を進めています。「第2次佐伯市総合計画」の基本政策3、健康で安心して暮らせる共生社会の創生において、2022（令和4）年度に自殺死亡率（標準化死亡比）を男女ともに100以下にすることを目標とし、自殺予防のためのこころの健康づくりの促進を中心に進めています。

本市において、年間の自殺者数は増減を繰り返しながら減少傾向にあるものの、自殺に追い込まれている方がいる深刻な現状に変わりはありません。

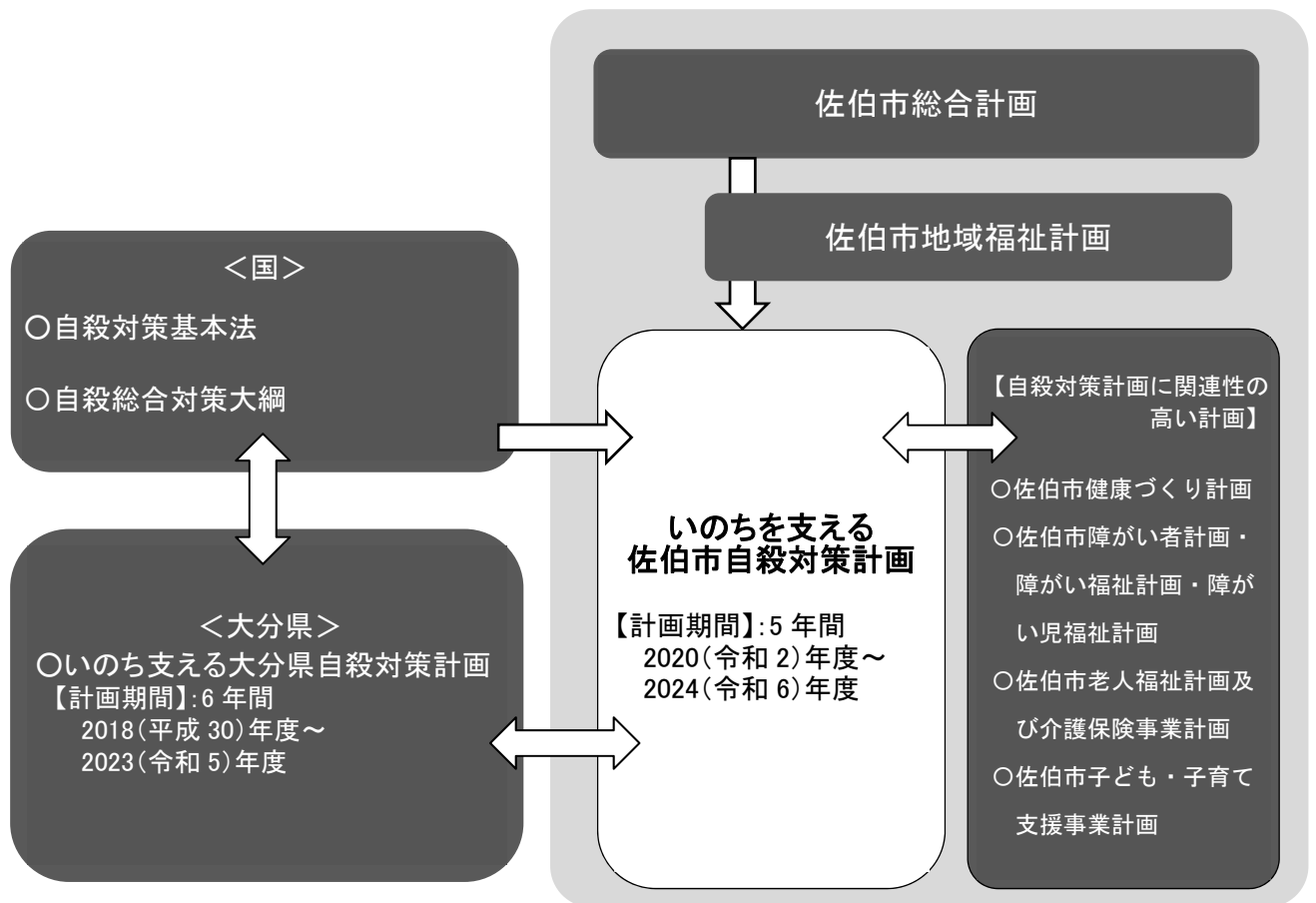
このような状況を踏まえ、全ての市民が地域社会の一員として共に生き、「いのち」を支え、「誰も自殺に追い込まれることのない佐伯市」を目指し、市民、行政、企業、関係機関・団体等が総ぐるみで自殺予防対策を推進するために、「いのちを支える佐伯市自殺対策計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、本市における自殺対策推進の基本的な計画となるものです。

策定にあたっては、国の「自殺総合対策大綱」等や大分県の「いのち支える大分県自殺対策計画」等の内容を踏まえつつ、本市の最上位計画である「第2次佐伯市総合計画」における自殺対策に関する政策を具体化する計画として、「佐伯市地域福祉計画」等、関連するほかの計画との整合性を図ります。

■国・県・関連計画等との位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

また、国・大分県の動向、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

■ 計画の期間

年度 (西暦)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
《自殺対策計画》												
		第1期(5年間)						第2期(5年間)				

4 計画の策定体制

本市の自殺対策の推進にあたっては、医療・保健・福祉分野、農業・商工・労働分野、ボランティア分野、警察・消防分野、教育・行政分野等の幅広い関係者から構成される「佐伯市自殺対策連絡協議会」において意見を伺いました。

また、庁内関係各課・係からなる「佐伯市自殺対策庁内検討部会」で計画内容の検討、既存事業の洗い出し作業を行いました。さらに、「こころの健康についての佐伯市民アンケート調査」を実施して市の実態を把握するとともに、本計画の素案をホームページ等を活用して、パブリックコメントを実施し、市民の意見の反映に努めました。

第2章 本市における自殺の現状と課題

1 自殺に関する統計

自殺の統計資料は、厚生労働省が取りまとめている「人口動態統計」と、警察庁の「自殺統計」に基づき内閣府自殺対策推進室（平成28年3月集計分から厚生労働省）が作成する「地域における自殺の基礎資料」があり、本計画ではその2つの統計資料を参考に分析しています。

2つの統計資料には、以下の表のとおり違いがあります（表1）。

■（表1）統計指標の違い

項目	人口動態統計	地域における自殺の基礎資料
対象者	日本における日本人	日本における日本人及び外国人
調査時点	死亡時点 死亡診断書等で自殺が明確でない場合は、自殺以外で処理される。	遺体発見時 発見時には自殺が明確でない場合でも、その後の調査で判明した場合はその時点で計上される。
自殺者数	住所地（自殺者の住居があった場所）で集計	発見地（自殺死体が発見された場所）と住所地（自殺者の住居があった場所）の2通りで集計
把握内容	月別・男女別の自殺者数 年計における男女別・年代別の自殺者数、都道府県・政令市別の自殺者数・自殺死亡率、年計における区ごとの男女別・年代別の自殺者数	男女別・年代別の自殺者数 自殺者についての下記内訳 「同居人の有無」・「職業」、自殺した「曜日」・「時間帯」・「場所」・「手段」・「原因・動機」「自殺未遂歴の有無」
公表時期	概数は調査月の5ヶ月後 年間合計は調査年の翌年6月 確定数（概数に修正を加えたもの）は、調査年の翌年9月頃	調査月の約2ヶ月後

事務手続き上として「人口動態統計」は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時には自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨、訂正報告がない場合には自殺に計上していません。一方、「自殺統計」は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。

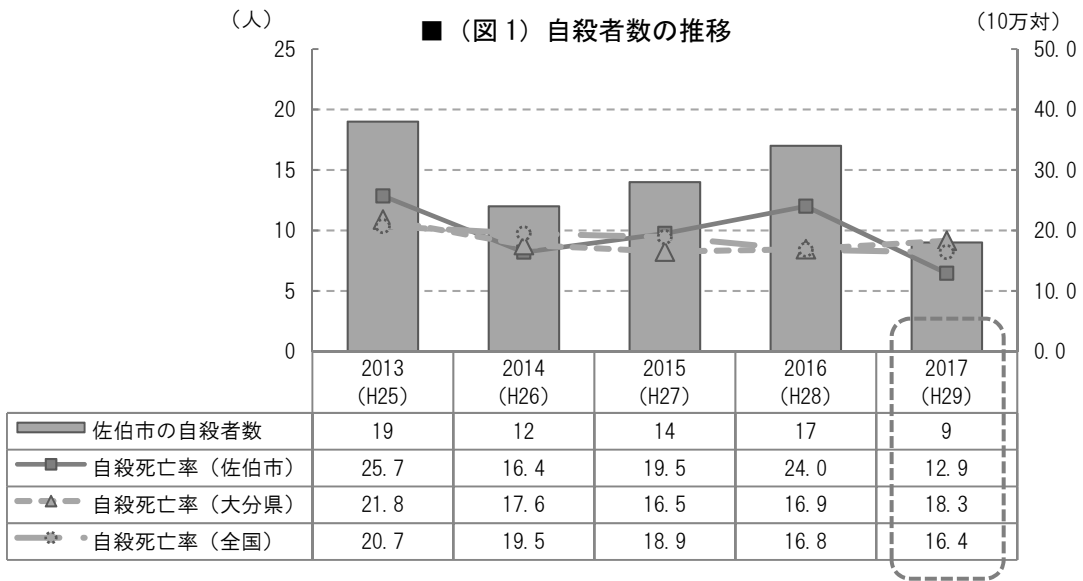
また、国は自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市区町村それぞれの自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」を作成し、自殺対策計画の策定を支援することとされています。

2 人口動態統計からみた本市の現状

人口10万人当たりの自殺者数及び自殺死亡率の推移

本市では2013（平成25）年から2017（平成29）年までの間に自殺で亡くなった人は71人おり、2017（平成29）年は9人が自殺で亡くなっています。

自殺死亡率の推移をみると、増減を繰り返しながら減少傾向で推移し、2017（平成29）年時点では全国・大分県を下回っています（図1）。

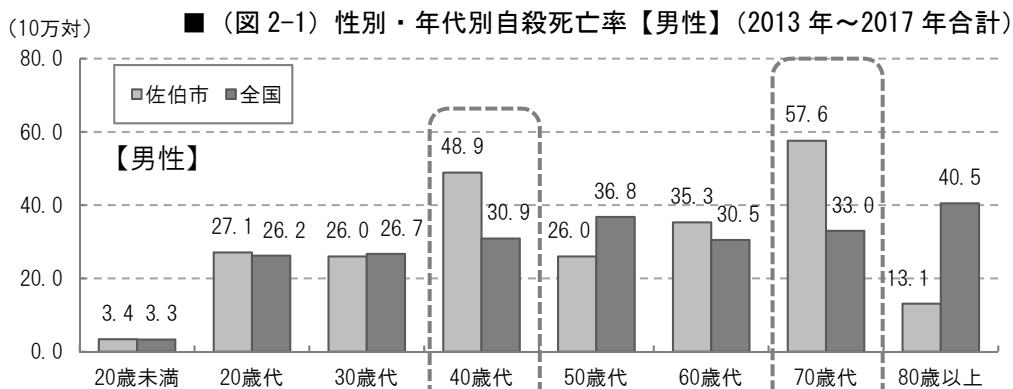


資料：厚生労働省「人口動態統計」

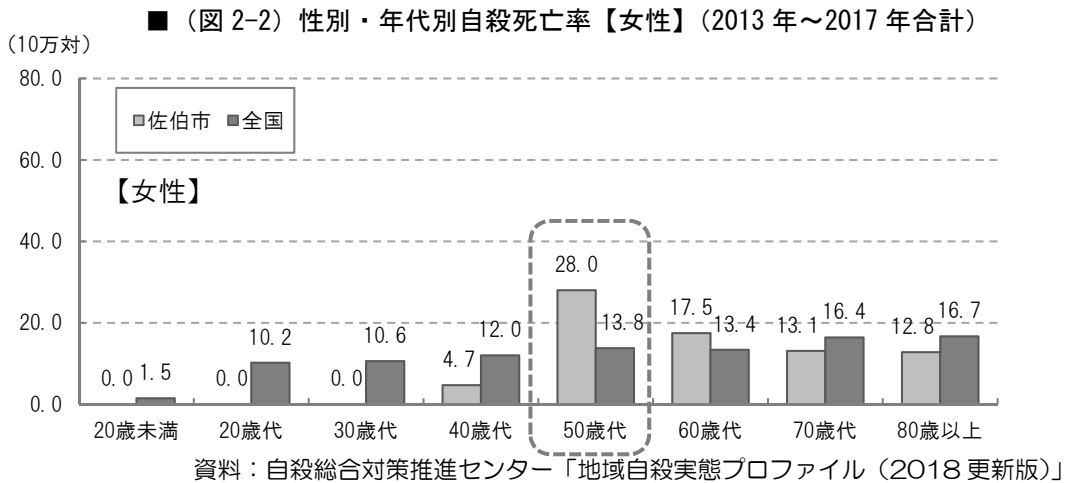
3 「地域自殺実態プロファイル」からみた本市の現状

(1) 性別・年代別自殺死亡率

性別・年代別の自殺死亡率では、男性は70歳代が最も高く、次いで40歳代となっています。全国と比較すると、とくに70歳代では24ポイント、40歳代では18ポイント以上上回っています（図2-1）。一方、女性は50歳代が最も高く、全国を14ポイント以上上回っています（図2-2）。



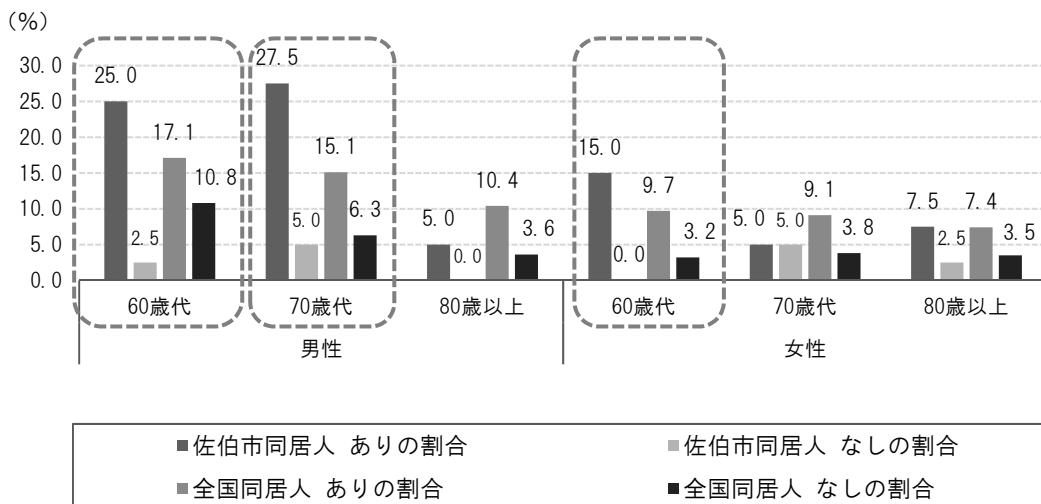
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018更新版）」



(2) 60歳以上の自殺死亡率

60歳以上の性別・年代別と同居人の有無における自殺死亡率をみると、「60歳代男性同居人あり」、「70歳代男性同居人あり」「60歳代女性同居人あり」の割合は、全国を上回っています(図3)。

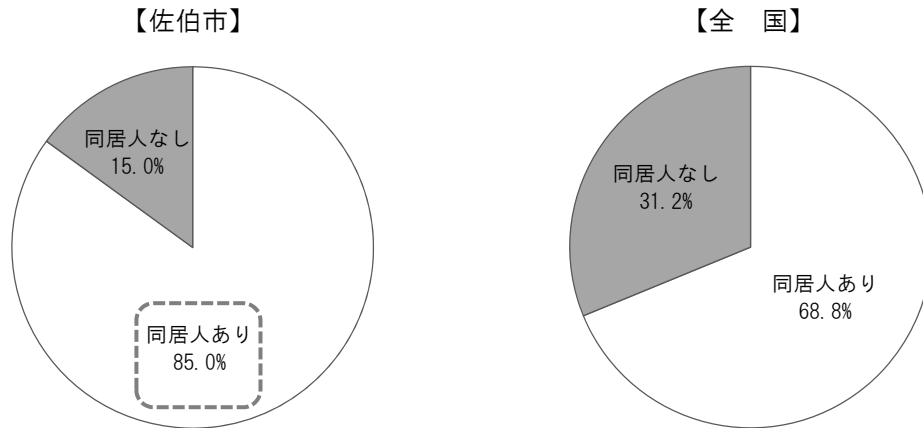
■ (図3) 60歳以上の性別・年代別・同居人の有無別自殺死亡率(2013年～2017年合計)



(3) 自殺者の同居人の有無別割合

同居人の有無別にみると、本市では 85.0%は同居人がいる状況です。同居人がいる割合は全国を 16 ポイント以上上回っています (図 4)。

■ (図 4) 自殺者の同居人の有無別割合 (2013 年～2017 年合計)

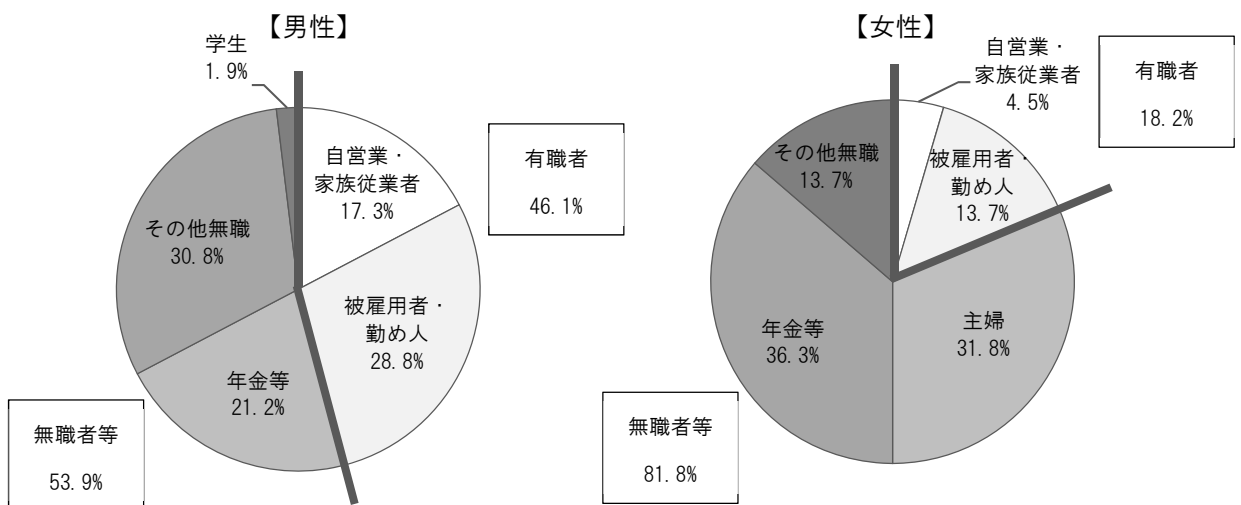


資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2018 更新版)」

(4) 自殺者の職業別割合

有職者と無職者の割合は、男性が46.1%(有職者)対53.9%(無職者)、女性は18.2%(有職者)対81.8%(無職者)となっており、男女ともに無職者の割合が高くなっています。有職者の内訳をみると、男女ともに「被雇用者・勤め人」の割合が高くなっています (図 5)。

■ (図 5) 男女それぞれの有職者・無職者の割合 (2013 年～2017 年合計)



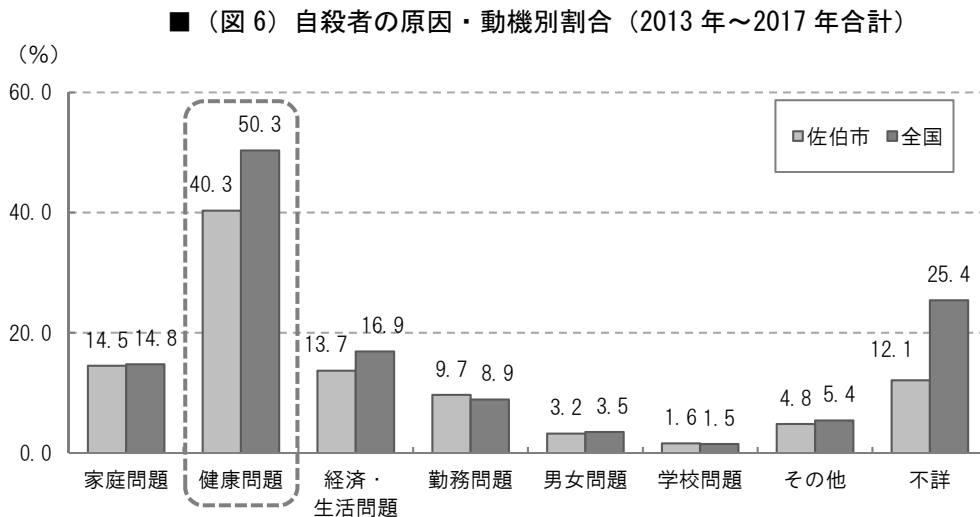
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル (2018 更新版)」

(5) 自殺者の原因・動機別割合

原因・動機別にみると、「健康問題」(40.3%)が最も多く、次いで「家庭問題」(14.5%)、「経済・生活問題」(13.7%)となっています。

また、全国と比べて「勤務問題」、「学校問題」の割合がやや高くなっています。

(※備考) 自殺者の原因・動機に関しては、原因・動機を3つまで計上可能としているため、割合の合計は100%にならない(図6)。

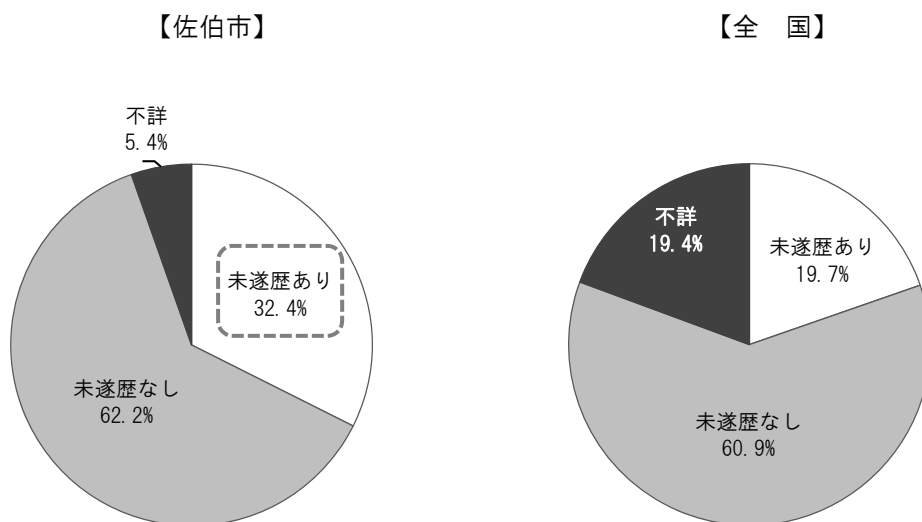


資料：地域における自殺の基礎資料

(6) 自殺者の自殺未遂歴の有無別割合

自殺未遂歴の有無別にみると、自殺未遂歴がある人は32.4%でした。全国と比べて12ポイント以上上回っています(図7)。

■ (図7) 自殺者の自殺未遂歴の有無別割合 (2013年～2017年合計)



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2018更新版)」

(7) 本市における自殺の特徴

2013(平成25)年から2017(平成29)年までの5年間における自殺の実態について、「地域自殺実態プロファイル」によると、自殺者が多い属性(性別×年代別×職業の有無別×同居人の有無別)の上位5区分及び全国的にみて代表的と考えられる背景にある主な自殺の危機経路を示し、本市の主な自殺の特徴を次の通りに示しています。

本市では、「男性60歳以上無職同居」の区分が最も多く、次いで「男性40～59歳有職同居」となっています(表2)。

■ (表2) 本市における自殺の特徴(自殺者の上位5区分)

上位5区分	自殺者数 5年計	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位:男性60歳以上無職同居	16	44.0	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位:男性40～59歳有職同居	9	28.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性60歳以上無職同居	9	15.8	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性60歳以上有職同居	7	33.4	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺
5位:女性40～59歳無職同居	5	29.6	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018更新版)」

※自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計

※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)参考

4 アンケート調査結果（抜粋）からみた本市の現状

アンケート調査の実施

本計画の策定に当たっては、2019(令和元)年9月に佐伯市民の生活実態や健康状態、自殺問題に対する考え方を把握し、「こころの健康づくり」を総合的に推進するための基礎資料を得ることを目的として「こころの健康についての佐伯市民アンケート調査」を実施しました(表3)。

なお、調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。基数となる実数は「n」として掲載し、各グラフや表は「n」を母数とした割合を示しています。複数回答が可能な設問では、各項目の割合の合計が100%を超える場合があります。

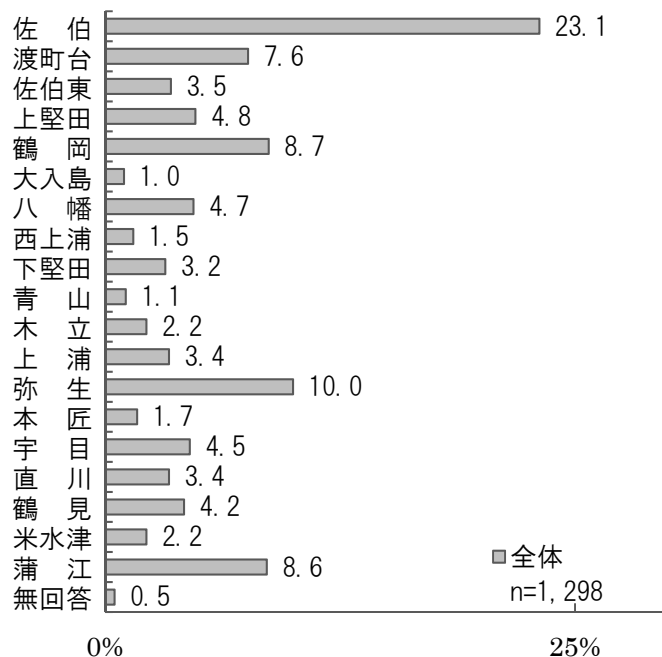
また、本文中の選択肢やコメント及び表、図について、長文の場合はレイアウトの都合上、簡略化したり省略して表記したりしている場合があります。グラフや図の表題に「×」の表記があるものはクロス集計を意味し、「無回答」とは、調査票の一部の質問に回答していないことを意味します。

■ (表3) 調査の概要

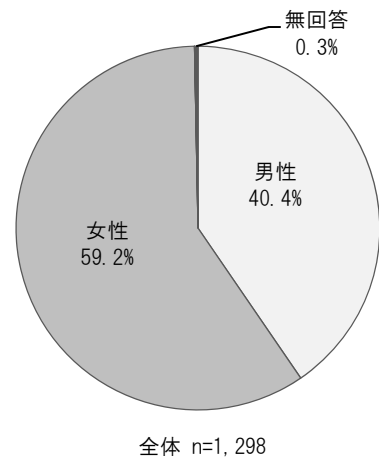
調査対象者	18歳以上の市民 3,000人
調査方法	無作為抽出調査
配布・回収方法	郵送による無記名回答方式
調査期間	2019年9月9日～9月24日
配布・回答状況	配布数:3,000件 有効回答数:1,298件(有効回答率:43.3%)

(1) 現在のお住いの地域・性別について

■ (図8-1) 現在お住いの地域



■ (図8-2) 性別

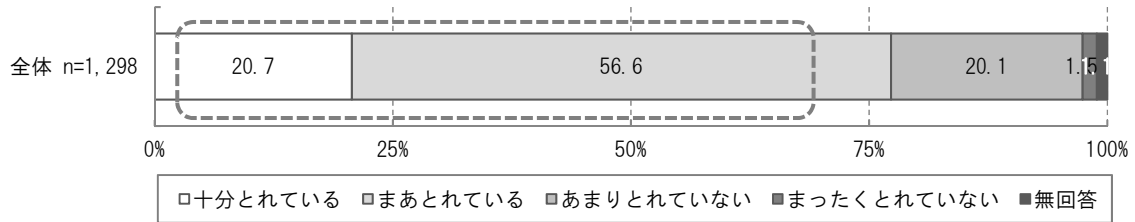


(2) 普段の睡眠での休養状況

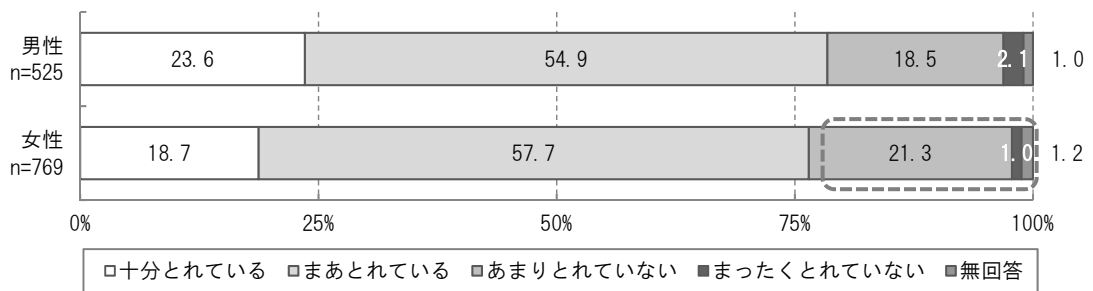
普段の睡眠で休養が十分とれているかでは、7割以上の方が「休養がとれている(十分とれている+まあとれている)」と回答しています(図9-1)。

「休養がとれていない(あまりとれていない+まったくとれていない)」と回答した人の割合は、性別では女性(22.3%)が(図9-2)、年代別では40~49歳(30.8%)、次いで30~39歳(28.7%)が高くなっています。(図9-3)。

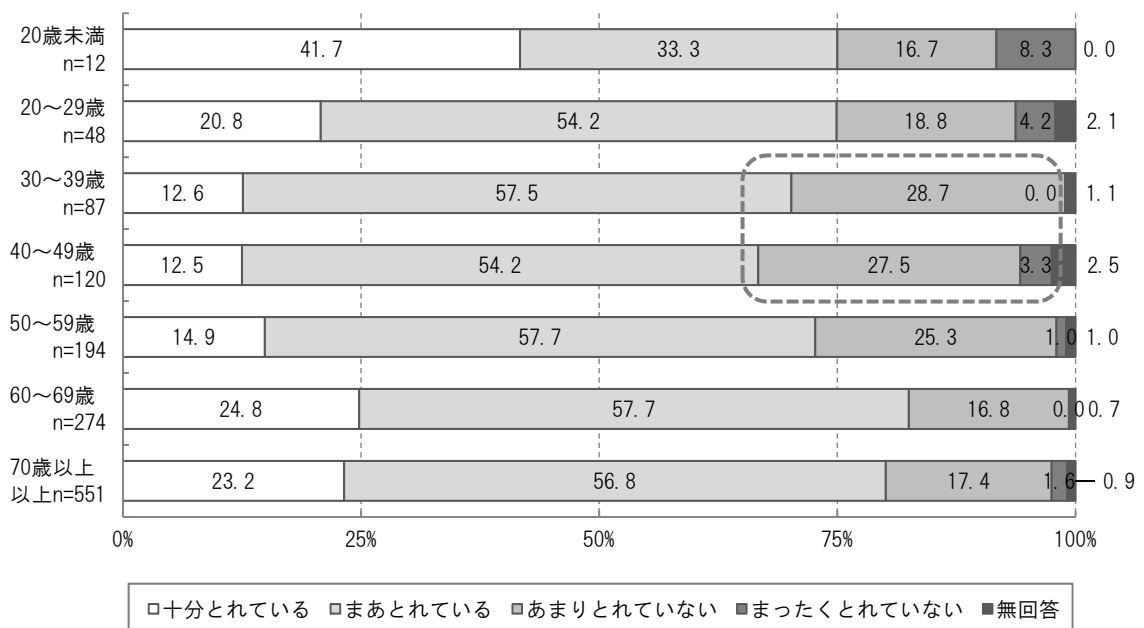
■ (図9-1) 睡眠での休養状況(全体)



■ (図9-2) 睡眠での休養状況×性別



■ (図9-3) 睡眠での休養状況×年代別

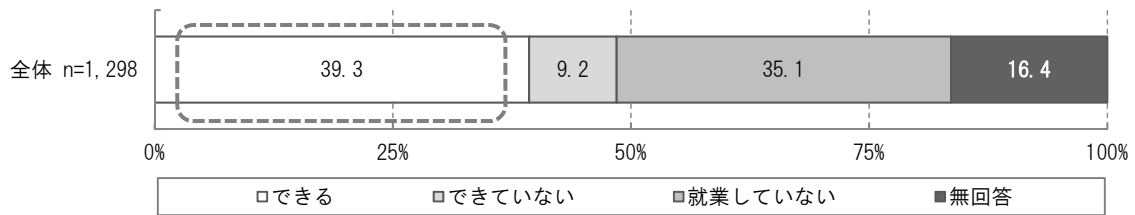


(3) 職場での、休みがとれる体制について

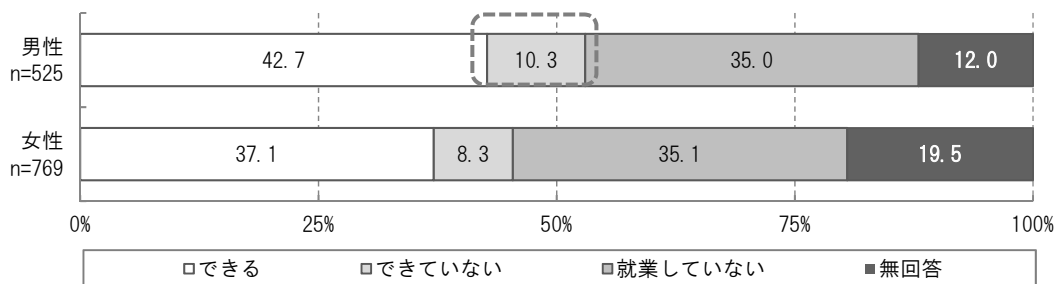
職場で休みをとれる体制ができているかでは、約4割の人が「できる」(39.3%)と回答しています(図10-1)。性別で見ると、「できていない」は、男性(10.3%)の方が高くなっています(図10-2)。

年代別で見ると、「できていない」は、40～49歳(22.5%)の割合が最も高く、次いで50～59歳(21.1%)となっています(図10-3)。

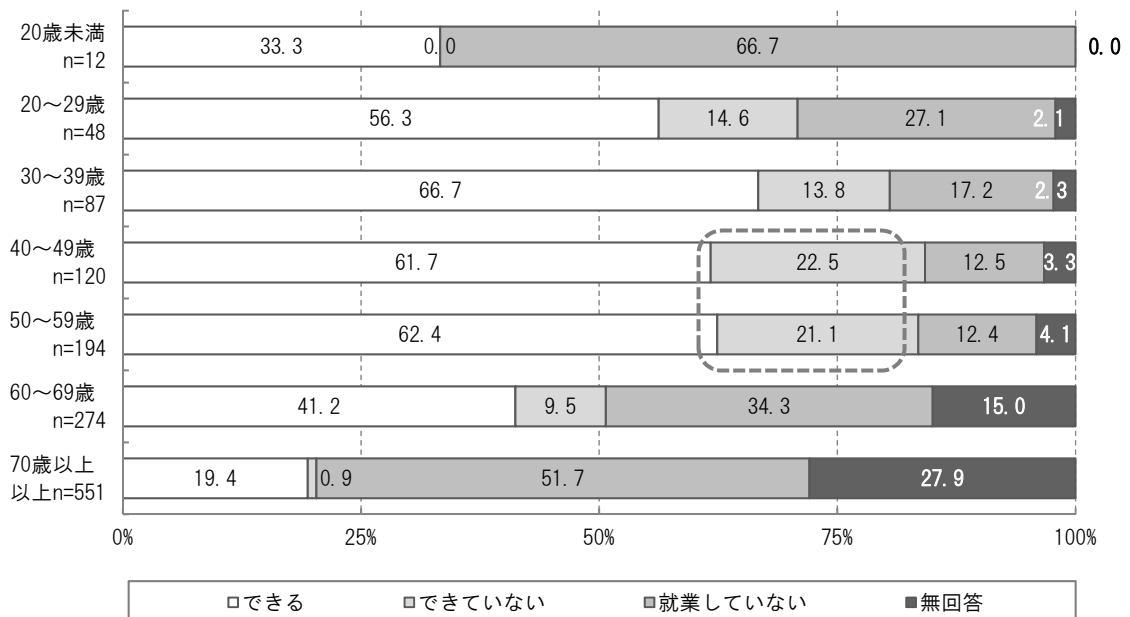
■ (図10-1) 職場で休みをとれる体制ができているか(全体)



■ (図10-2) 職場で休みをとれる体制ができているか×性別

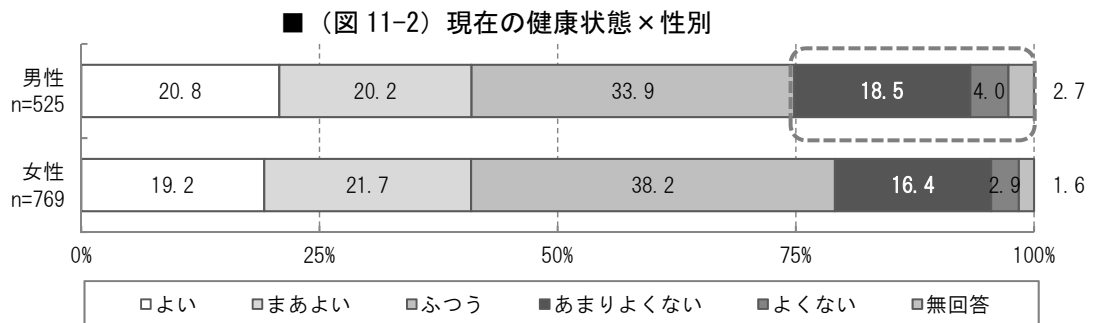
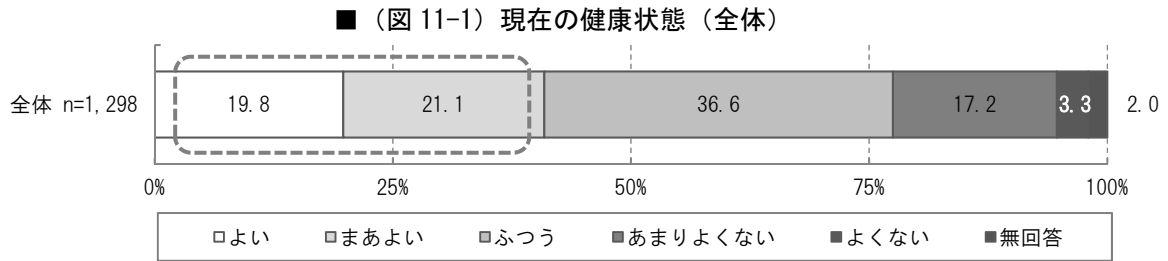


■ (図10-3) 職場で休みをとれる体制ができているか×年代別

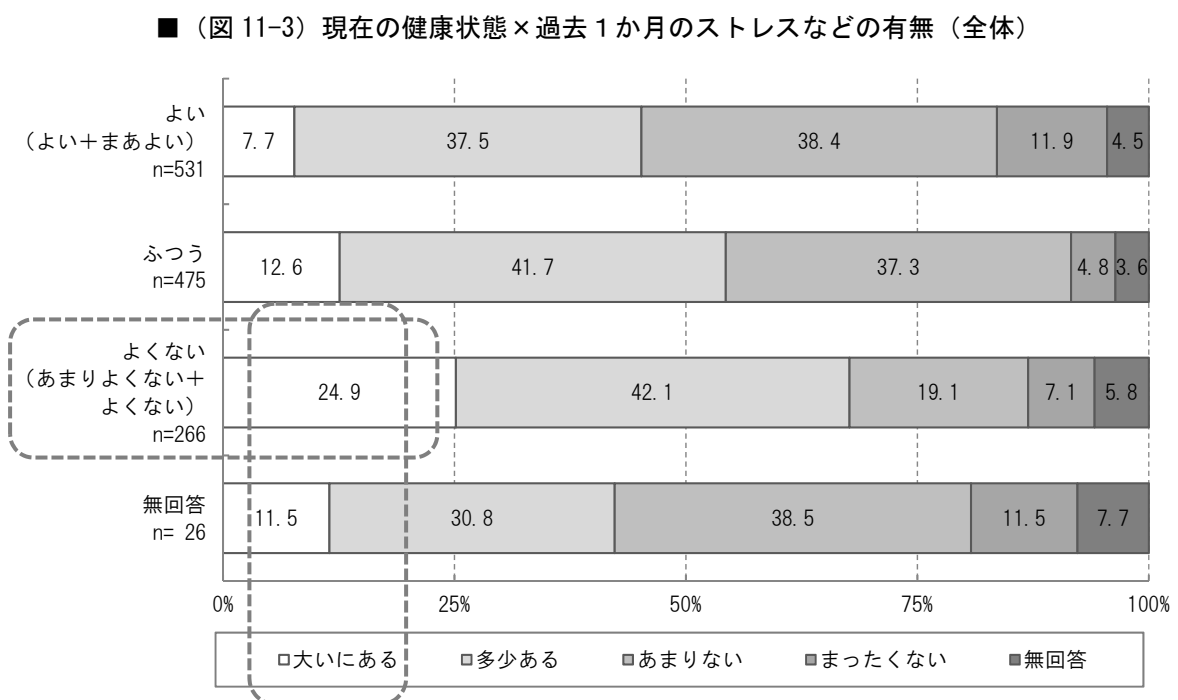


(4) 健康状態について

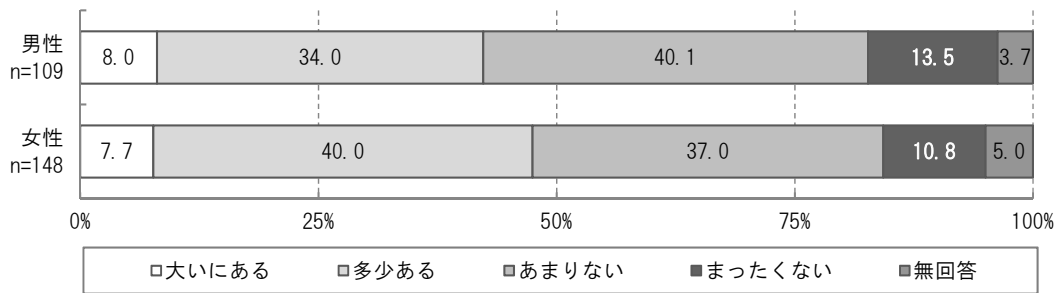
現在の健康状態は、4割以上の方が「健康状態はよい(よい+まあよい)」(40.9%)と回答しています(図11-1)。性別では、「健康状態はよくない(あまりよくない+よくない)」は、男性(22.5%)の方が高くなっています(図11-2)。



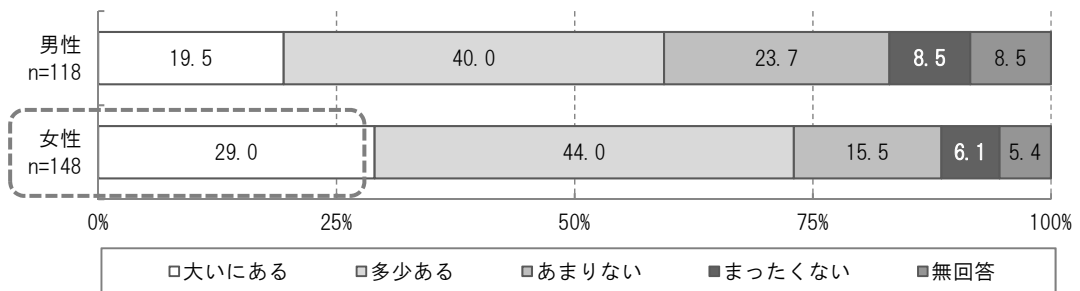
現在の健康状態とストレスについてのクロス集計では、健康状態がよくない人ほど、日常生活での不満や悩み、苦労やストレスの割合は高くなり、性別でみると、健康状態がよくない女性のストレスの割合(大いにある29.0%)が男性よりも高くなっています。(図11-3、図11-4、図11-5)



■ (図 11-4) 健康状態はよい(よい+まあよい) × 過去1か月のストレスなどの有無 × 性別



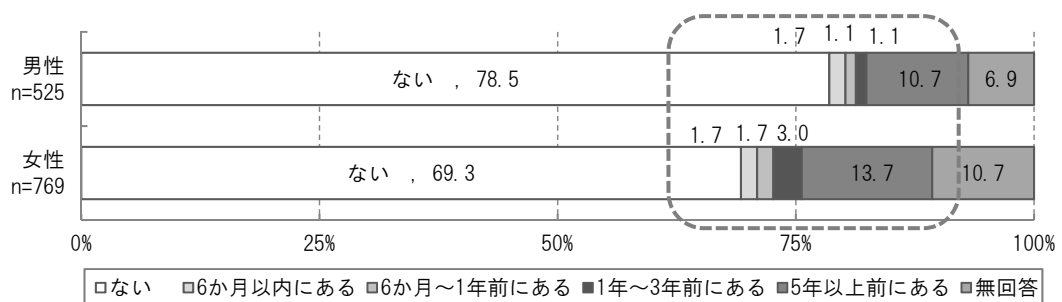
■ (図 11-5) 健康状態はよくない(あまりよくない+よくない) × 過去1か月のストレスなどの有無 × 性別



(5) 死にたいと思う気持ちについて

今までに自殺したいと考えたことがあるかでは、性別に関係なく「ない」の割合が最も高いが、「6か月以内から5年以上前に自殺を考えたことがある」と回答した割合は、男性では14.6%、女性では20.1%となっています(図12)。

■ (図 12) 今までに自殺したいと考えたことがありますか × 性別

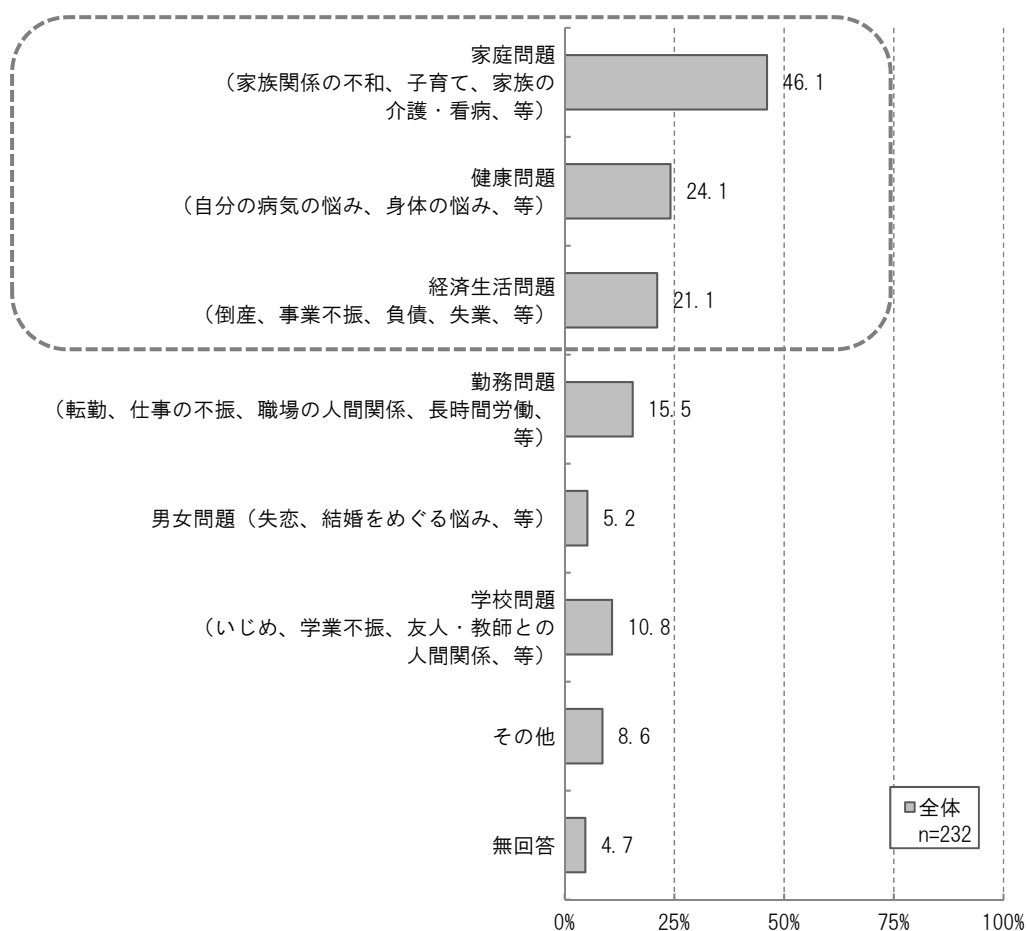


(6) 自殺したいと考えた理由と原因について

自殺したいと考えた理由と原因については、「家庭問題」(46.1%)の割合が最も高く、次いで「健康問題」(24.1%)、「経済生活問題」(21.1%)となっています(図13)。

性別でみると、男性では、「経済生活問題」(29.9%)、女性では、「家庭問題」(56.5%)の割合が最も高くなっています(表4)。

■ (図13) 自殺したいと考えた理由と原因 (全体) ※複数回答



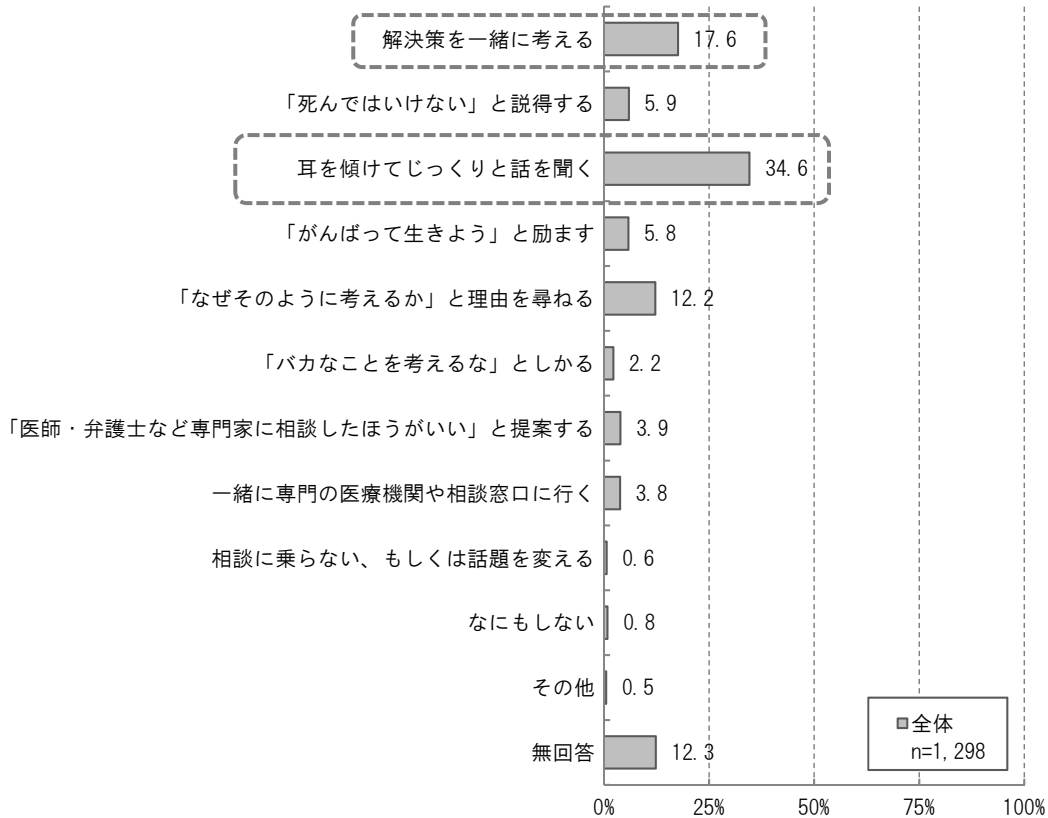
■ (表4) 自殺したいと考えた理由と原因 (性別) ※複数回答あり上位3位について記載

上位3区分	男性	女性
1位	経済生活問題 (29.9%)	家庭問題 (56.5%)
2位	家庭問題 (26.0%)	健康問題 (24.7%)
3位	健康問題 (23.4%) 勤務問題 (23.4%)	経済生活問題 (16.9%)

(7) 身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応について

身近な人から「死にたい」と打ち明けられたときの対応では、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」(34.6%)の割合が最も高く、次いで「解決策と一緒に考える」(17.6%)となっています(図14)。

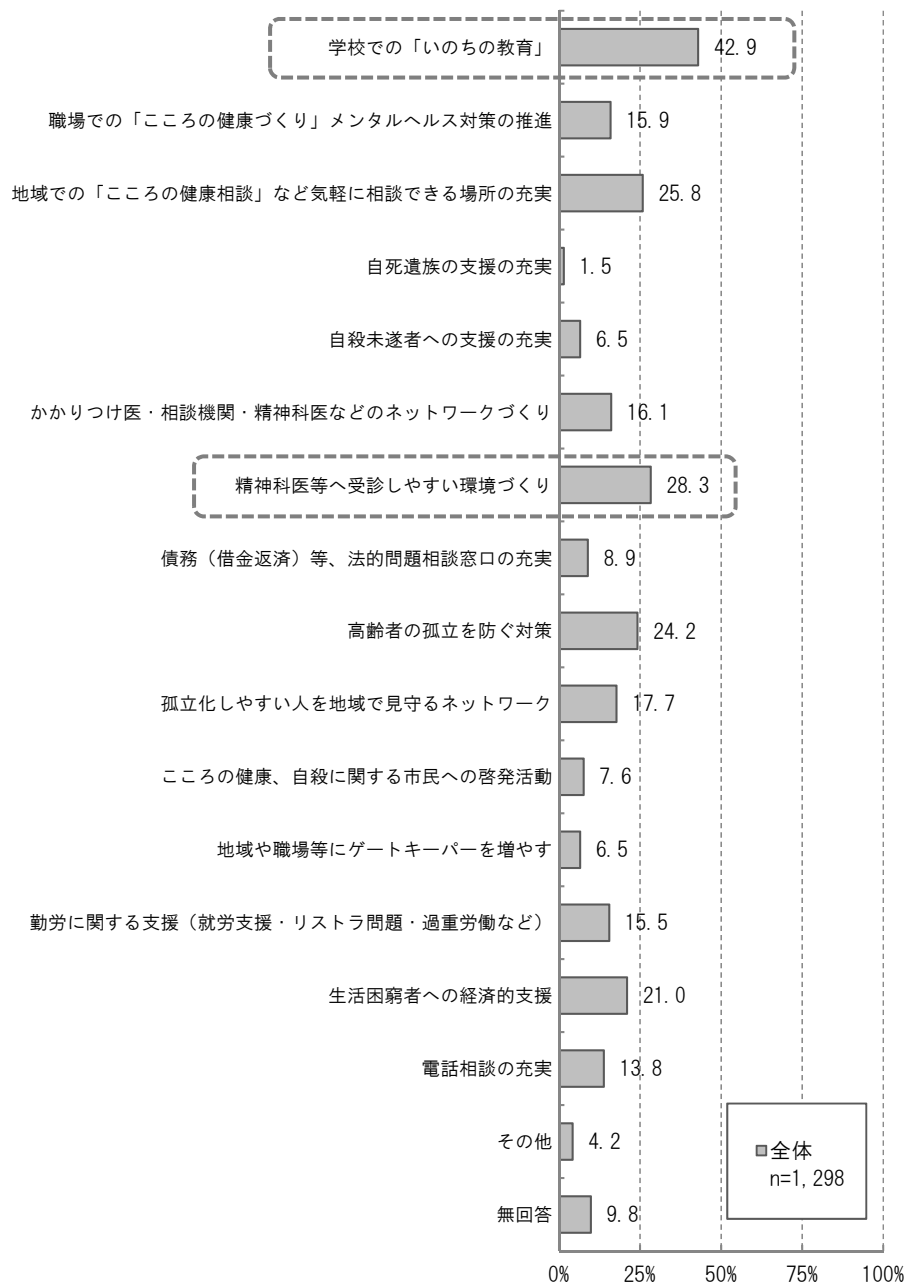
■ (図14) 身近な人から「死にたい」と打ち明けられたときの対応 (全体)



(8) 自殺を減少させるために重要と思われることについて

自殺を減少させるために重要と思われることは、学校での『いのちの教育』(42.9%)の割合が最も高く、次いで「精神科医等へ受診しやすい環境づくり」(28.3%)となっています(図15)。

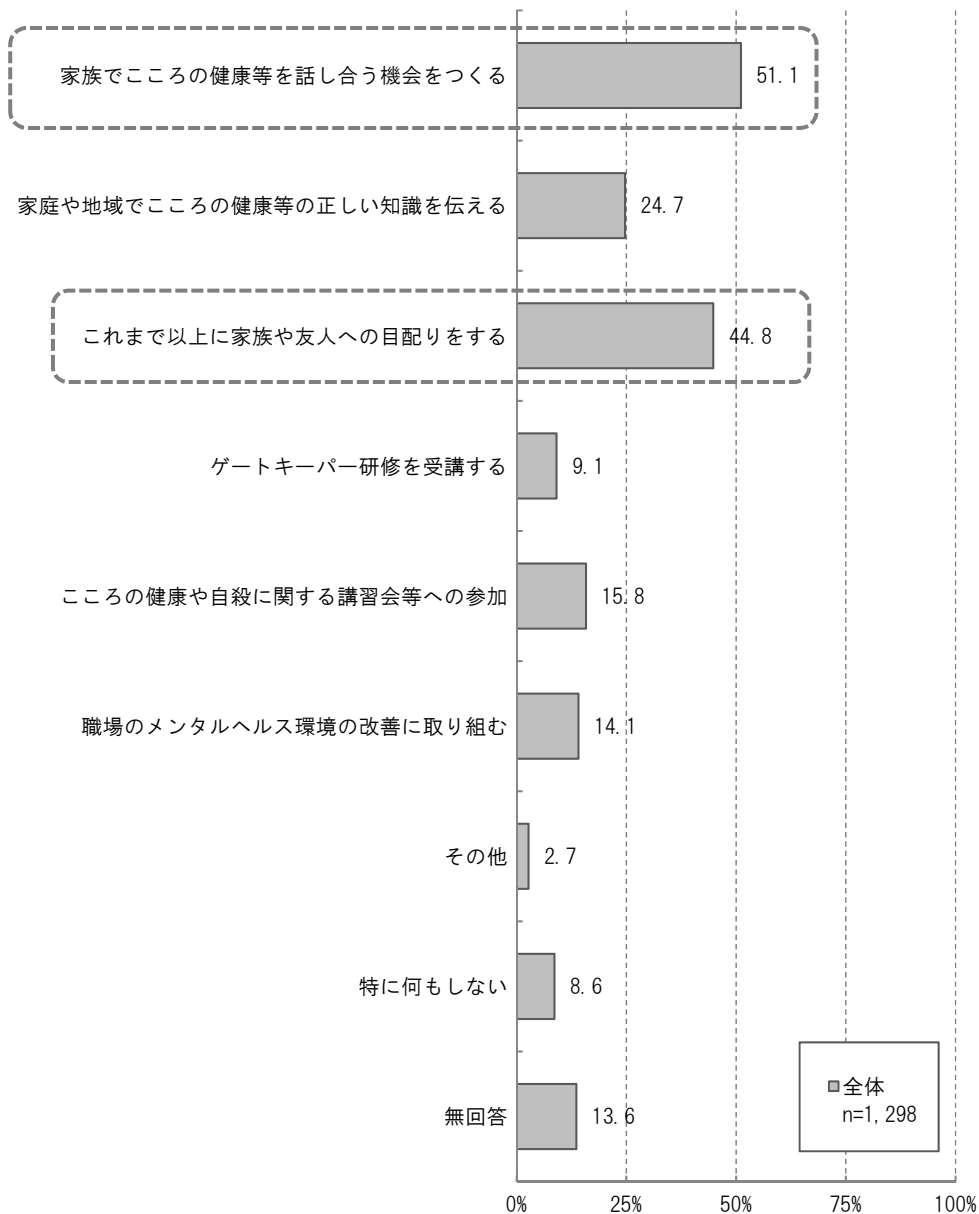
■ (図15) 自殺を減少させるために重要と思われること(全体) ※複数回答



(9) あなたが自殺対策のためにできると思うことについて

あなたが自殺対策のためにできることでは、「家族でこころの健康等を話し合う機会をつくる」(51.1%)の割合が最も高く、次いで「これまで以上に家族や友人への目配りをする」(44.8%)となっています(図16)。

■ (図16) あなたが自殺対策のためにできること(全体) ※複数回答



5 現状からみた課題

人口動態統計、地域自殺実態プロフィール、こころの健康についての佐伯市民アンケート調査などからみた課題は、以下のとおりです。

課題 1 高齢者と壮年期の男性の自殺死亡率が高く、原因の多くは「健康問題」自殺の危険性が高い層への支援の充実が必要！

人口動態統計からみた本市の現状は、自殺死亡率は増減を繰り返しながら減少傾向で推移し、2017（平成 29）年時点では全国・大分県平均を下回っています。

地域自殺実態プロフィール（2018 更新）における本市の自殺実態をみると、「男性 60 歳以上無職同居」の区分が最も多く、次いで「男性 40～59 歳有職同居」「女性 60 歳以上無職同居」となっています。

また、自殺者の原因・動機別割合では、「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」、「経済・生活問題」となっています。背景にある主な自殺の経路は、生活苦、過労、職場の人間関係、事業不振による借金、病苦、介護疲れ、うつ病、等、様々な要因が存在しており、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」が本市における優先的な課題として挙げられています。

これらの現状から、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」への自殺予防対策が必要です。

課題 2 健康状態が良くない人ほどストレスが多く、死にたいと考えた原因・理由は「経済・生活問題」、「家庭問題」家庭や職場でのこころの健康づくりの推進が重要！

アンケート調査結果をみると、現在の健康状態は、4 割以上の方が「健康状態はよい（よい+まあよい）」と回答しています。現在の健康状態とストレスについての関係性をみると、「健康状態がよくない・ストレス有」の割合が男性より女性の方が高くなっています。また過去に死にたいと考えたことがある人の割合は全体の 4 割弱であり、考えた理由や原因は、男性では「経済・生活問題」、女性では「家庭問題」の割合が最も高くなっています。

職場での人間関係や長時間労働、転勤や異動等による環境の変化、経営状況の悪化等、就労する上での問題をきっかけに退職や失業に至った場合、生活困窮や多重債務などが付随的に発生するため、職場のメンタルヘルス対策と生活困窮者自立支援制度の活用が連動するよう推進します。

また、家族の精神的乖離や家庭内暴力、不公平な家事労働と介護負担などは、社会全体の活力を失うことに繋がり兼ねないため、こころと身体の健康を総合的に支援できる体制整備などを充実することが必要です。

**課題
3**

**専門の相談窓口や医療機関を受診する人の割合が少ない
つながりを大切に、相談しやすい体制づくりの強化が必要！**

アンケート結果をみると、身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応は、「家族や友人など身近な人に相談する」の割合が最も高く、「精神科・心療内科などの専門の医療機関を受診する」、「専門の相談窓口を利用する」の割合は低くなっています。

誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するためには、自殺対策・予防等に対する正しい知識の普及啓発や、法律や精神科医等の専門家による相談窓口の周知を行うとともに、市民、関係機関・団体、行政等が総ぐるみで自殺対策を推進することが必要です。

それぞれの活動内容の特性に応じて各々が果たすべき役割を明確にし、共有した上で、相互が主体的に活動し、連携・協働するための体制づくり（ネットワーク強化）が必要です。

**課題
4**

**自殺は周囲のサポートがあれば防ぐことが可能
自殺についての正しい理解と知識の普及啓発が重要！**

アンケート結果をみると、自殺を減少させるために重要と思われることには、「学校でのいのちの教育」「精神科医等への受診しやすい環境づくり」「地域で気軽に相談できる場所の充実」等が高い割合を占め、自殺対策のために自身ができることは、「家族でこころの健康等を話し合う機会をつくる」「これまで以上に家族や友人への目配りをする」「家族や地域でこころの健康等の正しい知識を伝える」の割合が高くなっています。

自殺は、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係など様々な社会的要因が複雑に関係しており、一部の人だけではなく、誰もが当事者となり得るものであり、自殺は誰にでも起こり得る危機です。

そのため、自殺や精神疾患などへの正しい理解と知識の普及啓発や、すべての人が助けを求めることを適切なことだと理解し、危機に陥っている人のサインに気づき、つなげ見守ることが社会の認識として浸透するよう、実践的な取組を推進します。

第3章 自殺対策における基本事項

1 自殺に対する基本認識

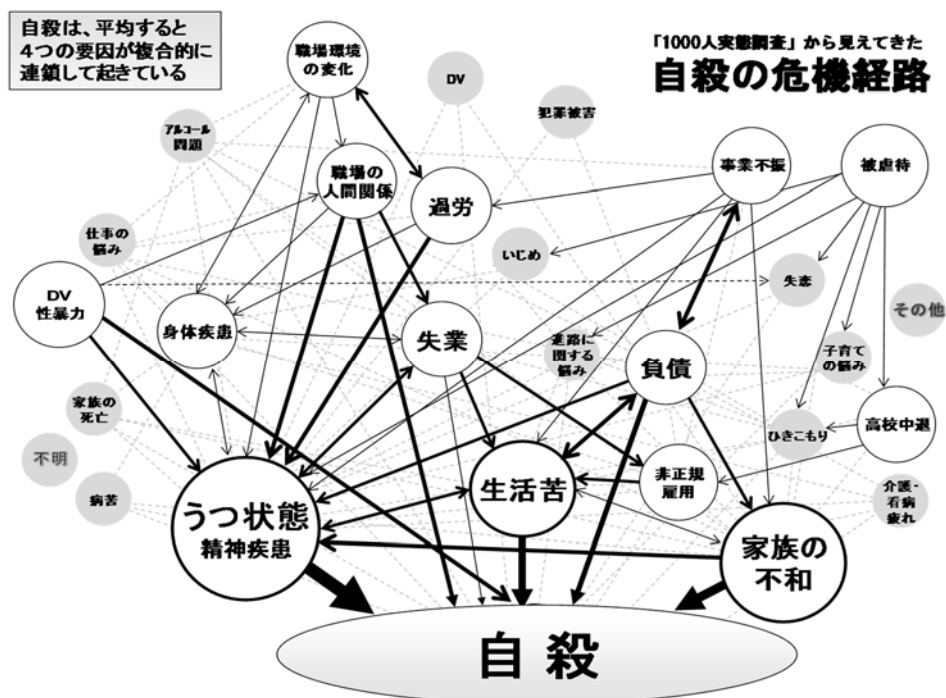
＜基本認識＞

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題である。
- 年間自殺者は減少傾向にあるが、非常事態はいまだに続いている。
- 地域レベルの実践的な取組に対してPDCAサイクルを通じて推進する。

NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクが行った「自殺実態 1000 人調査」から見てきた、「自殺の危機経路」を下図のように示しています。

自殺は、病気の悩み等の健康問題のほか、過労、失業、負債などの経済・生活問題、介護や看病疲れなどの家庭問題等、様々な要因が複雑に関係しています。自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、心理的な悩みを引き起こす様々な要因に対する社会の適切な介入により、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患に対する適切な治療で、多くの自殺は防ぐことができるという認識をする必要があります。

本市の自殺対策によって「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現できるよう、自殺問題における基本認識を念頭に置きながら自殺対策を進めます。



※NPO 法人自殺対策支援センターライフリンクがあげる要因等は佐伯市の特徴ではありません
 資料：「自殺実態白書 2013」（NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク）より

2 基本理念

本計画では、「つながり支えあう 誰も自殺に追い込まれることのない佐伯市を目指して」を基本理念とし、全ての市民が地域社会の一員として共に生き、「いのち」を支え、市民、行政、企業、関係機関・団体等が織りこみでつながり支えあう社会を目指して自殺予防対策を推進します。

▼基本理念

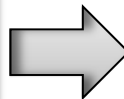
『つながり支えあう
誰も自殺に追い込まれることのない佐伯市を目指して』

3 数値目標

本市の自殺者数・自殺死亡率は、増加減少を繰り返しながら推移しています。国が自殺総合対策大綱の中で10年後の自殺死亡率を現状から30%以上減少させることを目標としています。本市では2020年から2024年の5年間の平均自殺死亡率を現状（本市の2013年から2017年の平均自殺死亡率は19.7）から15%以上減少、10年間で30%以上減少することを目標とします。よって本計画第1期に当たる2020年から2024年の平均自殺死亡率を15.7以下にすることを目指します。

▼現状値

2013（平成25）年～
2017（平成29）年
平均自殺死亡率 19.7



▼目標値

2020（令和2）年～
2024（令和6）年
平均自殺死亡率 15.7 以下

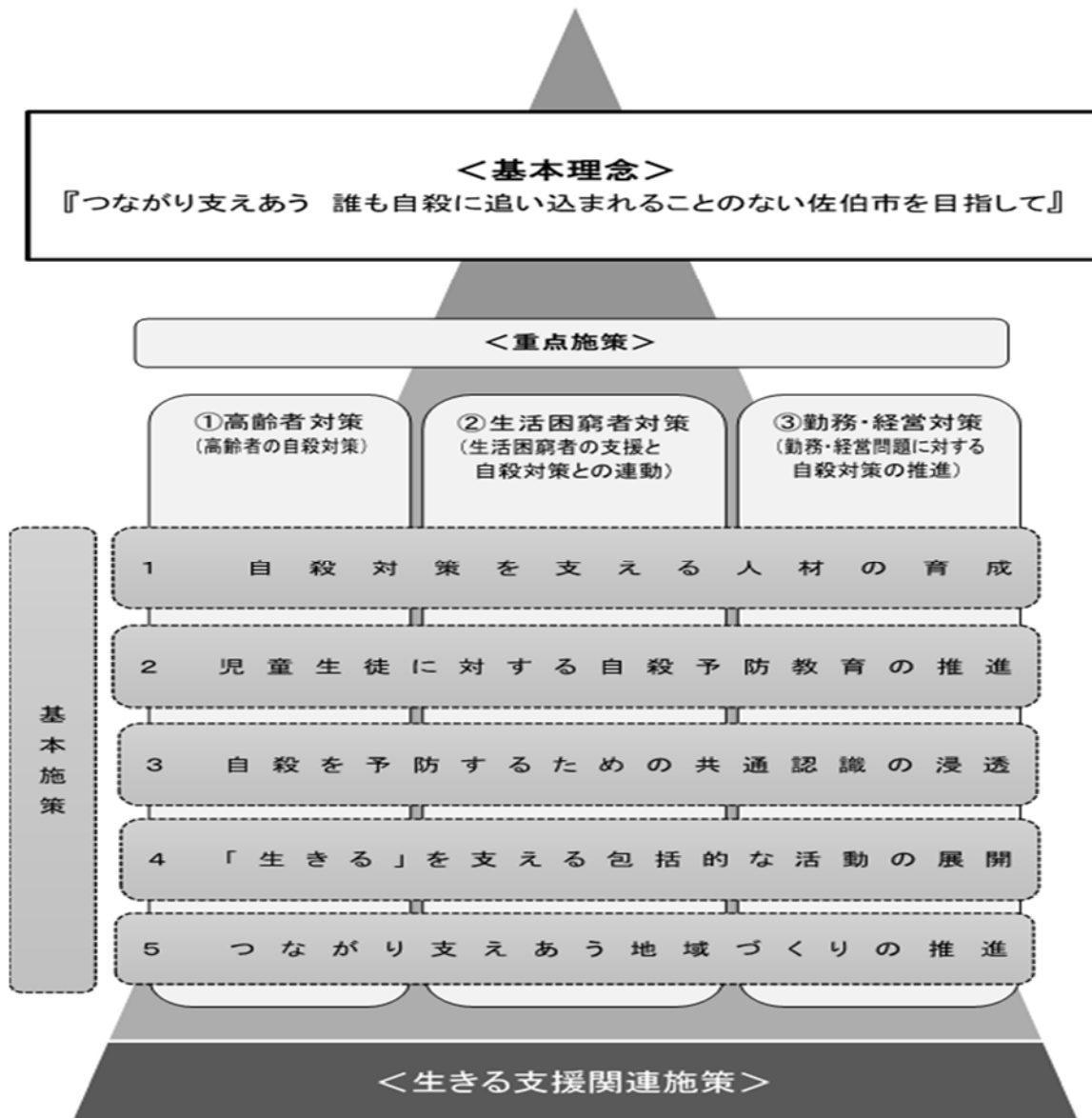
4 施策の体系

本市における自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた「重点施策」、さらに市内の多様な既存事業をまとめた「生きる支援の関連施策」という大きく3つの施策群で構成されています。

「基本施策」は、「自殺対策を支える人材の育成」や「児童生徒に対する自殺予防教育の推進」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取組です。

「重点施策」は、本市における優先的な課題である「高齢者対策（高齢者の自殺対策）」「生活困窮者対策（生活困窮者の支援と自殺対策との連動）」「勤務・経営対策（勤務・経営問題に対する自殺対策の推進）」への取組を推進します。

「生きる支援の関連施策」は、自殺総合対策大綱に基づき、本市がすでに行っている事業に自殺対策の視点を加えた施策群です。基本理念のもと、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。



第4章 いのちを支える自殺対策への取組

(基本施策＋重点施策)

本計画の基本理念に基づき、5つの基本施策を中心として、優先的な課題である「重点施策」を踏まえながら、本市の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

1 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人のちょっとした変化や SOS に早期に気づき、専門家等の適切な支援へつなげることが大切です。「気づき」のための人材育成は、自殺対策を推進する上で、最も基礎となる重要な取組です。

市民一人一人が互いを尊重し、誰もがゲートキーパーとしての役割を担えるよう、これまで取り組んできた事業の中に研修等を取り入れ、自殺対策を支える人材の育成に努めます。

＜基本施策＞ 1. 自殺対策を支える人材育成		
事業名	事業内容	担当課/団体
自殺対策に係るスタッフの研修	保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係領域の担当者が自殺のリスクを抱えた市民に早期に気づき、適切な支援へつなぐ、ゲートキーパーの役割を担えるよう研修会を行います。	障がい福祉課
救急事後検証会議	定期開催の救急事後検証会議（年5回）の中で自損行為（自殺）に該当した救急活動について検証しています。また、年1回開催される県下救急担当者会議の中で、検討事案もしくは、各本部からの情報提供の議題として提案します。	佐伯市消防本部
こころの健康講演会事業	うつ病等の精神疾患に対する正しい理解と知識を取得し、身近な人の悩みや困りに早期に気づき、必要な専門家につなぎ、見守ることが社会全体の共通認識として浸透するよう、実践的な取組と普及啓発の両輪として推進しています。	障がい福祉課

＜基本施策＞ 1. 自殺対策を支える人材育成		
＜重点施策：高齢者対策＞		
事業名	事業内容	担当課/団体
認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で、認知症の人や家族に手助けをする人（認知症サポーター）を養成しています。認知症サポーターが悩みや困りに気づき、次につながるようなことができるよう自殺対策に関連した相談先の情報も周知しています。	高齢者福祉課

【目標値】 1. 自殺対策を支える人材育成			
＜基本施策＞			
評価項目	現状値	目標値	担当課/団体
自殺対策に係るスタッフの研修会の実施	—	年1回以上	障がい福祉課
県下救急担当者会議への事案提案及び情報交換	—	年1回	佐伯市消防本部
こころの健康講演会事業の開催	年2地区	年2地区以上	障がい福祉課
＜重点施策：高齢者対策＞			
評価項目	現状値	目標値	担当課/団体
認知症サポーター養成講座の開催	年45回	年45回	高齢者福祉課

2 児童生徒に対する自殺予防教育の推進

自殺対策基本法の成立を受けて、文部科学省でも2006年8月に「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」を設置し、学校における自殺予防に対する取組や、自殺が起きてしまったときの緊急対応の在り方などをまとめ、全国に発信しています。さらに2016年には自殺対策基本法の一部改正が行われ、学校における自殺予防に係る教育の推進が求められています。

児童生徒に対する「自殺予防教育」の大きな柱は、「早期の問題認識（こころの健康）」と「援助希求的態度の育成」です。消えてしまいたいと思うほどのつらい気持ちに、自分自身で早く気づいて自ら「助けて」と声を発せられること、周りの人が早く気づいて適切な相談や支援を行えること、信頼できる大人や専門機関につなげることのできる教育を推進します。

＜基本施策＞ 2. 児童生徒に対する自殺予防教育の推進		
事業名	事業内容	担当課/団体
指導者研修会	佐伯市内小・中学校全校の学習会で、心豊かなたくましい子どもたちを育てるための各学校の取組を学んでいます。その学びを保護者並びに教職員が、子どもたちの健全育成について考える場として捉え、家庭や学校を通じて共通認識の浸透を図っています。	佐伯市 PTA 連合会
父親・母親部研修会	子どもたちの「安全」についての学習会において、インターネット情報通信網の発達による SNS の多様化で、子どもたちがトラブルの加害者や被害者にならないために保護者が気をつけること、できることを学び、様々な困難に直面した時の支援につなげています。	佐伯市 PTA 連合会
さいきドリームプロジェクト	市教委、教育事務所、校長会、保護者などが佐伯市のいじめ問題に関する現状と課題について話し合い、子どもたちが楽しく明るい未来を夢見ることができるよう連携し、ネットワーク強化を図っています。	佐伯市 PTA 連合会
スクール・メンタルケア推進・充実事業	佐伯市教育支援センター教室「グリーンプラザ」では、児童生徒・保護者・教職員等からの、いじめや不登校、自殺等の相談を専門相談員や心理カウンセラー（臨床心理士）が随時受けつけています。児童や保護者を中心として、専門相談員・心理カウンセラーが教育委員会や各学校と連携を密にし、支援しています。	学校教育課

<基本施策> 2. 児童生徒に対する自殺予防教育の推進		
事業名	事業内容	担当課/団体
SOS の出し方に関する授業	児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるための教育を推進しています。各小・中学校において、児童生徒の発達段階に応じ、各教科の授業等の一環として、援助希求行動がとれるよう SOS の出し方に関する教育を行います。	学校教育課
思春期こころの健康講演会	思春期の精神保健について、正しい理解と知識の普及啓発を行い、自分自身が SOS を発信できること、また、周りの人が早く気づいて適切な相談や支援につなげることができるよう佐伯市内全中学校に講演会を実施しています。	障がい福祉課
高校生への自殺予防啓発事業	佐伯市内の高等学校に、こころの健康についての正しい理解と知識、危機的状況に対しての相談窓口や援助希求行動について、パンフレットを配布し普及啓発を行っています。	障がい福祉課

【目標値】 2. 児童生徒に対する自殺予防教育の推進			
<基本施策>			
評価項目	現状値	目標値	担当課/団体
指導者研修会の開催	年1回	年1回	佐伯市 PTA 連合会
父親・母親部研修会の開催	年1回	年1回	佐伯市 PTA 連合会
児童・保護者に向けたグリーンプラザ活動内容の周知	年1回	年1回	学校教育課
SOS の出し方に関する授業の実施	—	年1回 (全小・中学校)	学校教育課
思春期こころの健康講演会の開催	年2校	年2校以上	障がい福祉課
高校生への自殺予防啓発事業の開催	年1校	年1校以上	障がい福祉課

3 自殺を予防するための共通認識の浸透

自殺に追い込まれることは、誰にでも起こり得る危機です。しかし、自殺に追い込まれた人の心情や背景は、周囲に気づかれにくく、助けを求めずに抱え込むという現実があります。そのため、自殺の問題は当事者やその家族だけではなく、市民一人一人、地域として考えなければならない重大な問題です。

命と暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であることが社会全体の共通認識となること、また、自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、こころの健康や自殺に対する正しい知識と理解を深めるために普及・啓発に努めます。

＜基本施策＞ 3. 自殺を予防するための共通認識の浸透		
事業名	事業内容	担当課/団体
自殺対策キャンペーン	自殺予防週間(9月10日～16日)、自殺対策強化月間(3月)にあわせ、関係機関と協力して集中的な啓発活動を行っています。	大分県南部保健所 障がい福祉課
DV相談業務	配偶者による言葉や身体的虐待を受けた際の相談業務を行っています。DV被害に遭っている人の相談があった際には、関係機関と連携しながら対応を行っています。また、相談窓口の情報を市報やホームページに掲載し、市民への周知を図ります。	人権・同和対策課
救急講習・普通救命講習	消防本部で実施する「救急講習」のなかで、受講者に「心の相談窓口」などのパンフレット配布を行い、情報提供を行います。	佐伯市消防本部

<基本施策> 3. 自殺を予防するための共通認識の浸透		
<重点施策：勤務・経営対策>		
事業名	事業内容	担当課/団体
過重労働解消に向けた取組	毎年11月を「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働を行っている事業所に対する監督指導を実施しています。	佐伯労働基準監督署
会議での啓発活動	毎年3月の自殺対策予防月間に行われる各会議において、こころの健康や自殺対策・予防の正しい知識、各相談窓口等が記載されているパンフレット配布を行い、普及啓発に努めます。	佐伯商工会議所
会報配布	毎年3月の自殺対策強化月間に合わせて、自殺問題に対する正しい知識や各相談窓口を会報に掲載し、普及啓発に努めます。	佐伯商工会議所

【目標値】 3. 自殺を予防するための共通認識の浸透			
<基本施策>			
評価項目	現状値	目標値	担当課/団体
自殺対策キャンペーン新規協力機関数の増加	8機関	13機関以上	大分県南部保健所 障がい福祉課
DV 相談業務の周知	—	年1回	人権・同和对策課
救急講習普通救命講習時のパンフレット配布	—	100%	佐伯市消防本部
<重点施策：勤務・経営対策>			
評価項目	現状値	目標値	担当課/団体
過重労働解消に向けた取組の継続実施	年1回 (11月実施)	年1回	佐伯労働基準監督署
会議での啓発活動の実施	—	年1回	佐伯商工会議所
会報配布による周知の実施	—	年1回	佐伯商工会議所

4

「生きる」を支える包括的な活動の展開

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要となります。双方の取組を通じて社会全体の自殺リスクを低下させ、「いのちを支える」取組を推進します。



- 「生きることの促進要因」：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等
- 「生きることの阻害要因」：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等

＜基本施策＞ 4. 「生きる」を支える包括的な活動の展開		
○さまざまな相談・支援		
事業名	事業内容	担当課/団体
暮らしとこころの相談会	当事者ならびにその関係者の中には、様々な問題を抱え、自殺リスクの高い人がいる可能性があります。電話相談や弁護士・臨床心理士がペア面接対応することでそのリスクに気づき、生きることの包括的支援につなげています。	日本弁護士連合会 大分県弁護士会 (貧困と人権に関する委員会・担当)
民生委員・児童委員による支援や相談活動	自殺者の多くが複雑な生活環境にあることから、自殺予防の視点でリスクの高いと思われる市民に気づき、各委員が相談・支援に応じています。	佐伯市民生委員 児童委員協議会
精神保健福祉相談	精神科医師や保健師がこころの健康や精神的な病気等の相談に応じています。毎月の相談日について、市報掲載を依頼し周知を図っています。	大分県南部保健所
こころの健康問題や障がい者やその家族等の相談対応(面接、電話、家庭訪問)	本人や家族、民生委員や地域住民等からの来所(来庁)・電話等での相談を受け、必要に応じて、医療機関や南部保健所、一般相談員・特定相談員と連携し、生きることの阻害要因の解決のために包括的支援を行っています。	障がい福祉課
障がいのある方の生活や福祉についての相談支援	佐伯市障がい者相談支援センターや指定一般相談支援事業所の相談機能の充実・強化に努めています。	障がい福祉課

＜基本施策＞ 4. 「生きる」を支える包括的な活動の展開		
○さまざまな相談・支援		
事業名	事業内容	担当課/団体
家庭訪問・声かけ見守り	地域で暮らしている、支援が必要な高齢者や精神障がい者などが安心して生活できるよう、家庭訪問や健康相談を実施し、必要に応じ受診勧奨や相談機関を案内する等適切な対応を実施しています。	健康増進課
佐伯市消費生活センターでの相談対応	様々な消費契約トラブルや還付金詐欺、多重債務にかかる相談など自殺につながる可能性のある内容も多くあることから、相談を受ける中で自殺予防の視点も持ち対応することで、適切な助言、アドバイス等に努め、必要な支援へつなげています。	市民課
各窓口業務・各種相談事業	職員が自殺予防の視点を持ち対応することで、自殺のリスクが高いと思われる市民に気づき、関係課・機関とのつなぎ役になり、各窓口業務・各種相談において応じています。	全庁
きずなファーム	ひきこもり状態や発達障害等、さまざまな困りを抱えている人が、日中の農作業等の活動へ参加し、「やりがい」や「仕事観」「自己肯定感」を得ながら、就労するために必要な準備支援、参加者やその家族の問題を把握し適切な支援につなげています。	佐伯市社会福祉協議会
ほっとカフェ	生活リズムの改善、周囲とのコミュニケーション能力を養ってもらうこと、自分らしく生活するための社会参加の第一歩となるよう、生きることの包括的支援の場として支援しています。	佐伯市社会福祉協議会
きずなレター事業	相談者とのつながりを保ち、本人や家族が抱え込みがちな問題や困った時の相談先を周知し、生きることの包括的支援につなげています。	佐伯市社会福祉協議会

＜基本施策＞ 4. 「生きる」を支える包括的な活動の展開		
○さまざまな相談・支援		
事業名	事業内容	担当課/団体
障がい福祉サービスの提供	障がい福祉サービスを必要とするすべての障がい者が、必要とするサービスを適切かつ計画的に利用できるようサービス提供するとともに、サービス利用基盤の充実を図ります。	障がい福祉課
自殺企図者の再度の自殺を防止するための通報システム	自殺企図者を発見した場合、自殺企図者または家族の同意を得た後、保健所あてに書面通報を実施しています。適切な支援へつなげていくため、同意を得られるように努めています。	佐伯警察署
	警察署から通報があった自殺企図者や家族等に対する個別の相談支援を行っています。	大分県南部保健所
災害等で被災された方の相談対応	災害等で被災された方の家庭訪問を実施し、心身の状況の聞き取りを行い、被災者のうつ病等の発症の予防や、早期発見に努めます。また、必要に応じ、受診勧奨や相談機関を案内し、継続的な支援へとつなげています。	健康増進課
○子どもや保護者、子育て支援についての相談・支援		
事業名	事業内容	担当課/団体
妊婦相談	母子健康手帳交付時に行う面接や質問紙の記入内容を参考に、精神面や家庭環境等から総合的に判断し、必要な方に受診勧奨や家庭訪問等、適切な支援を行います。	健康増進課
大分トライアル事業	大分県産婦人科医会と大分県が協働で実施している事業です。産婦人科医療機関が、妊婦健診初診時に、質問票により精神的ハイリスク妊婦を把握し、必要に応じて精神科や市の健康増進課につなぎ、連携して支援しています。	健康増進課

＜基本施策＞ 4. 「生きる」を支える包括的な活動の展開		
○子どもや保護者、子育て支援についての相談・支援		
事業名	事業内容	担当課/団体
育児等保健指導 (ペリネイタルビジット) 事業	妊産婦のもつ育児不安解消のため、産婦人科医と小児科医の連携のもと、出産前、または出産後早めに、小児科医より育児に関する保健指導を受ける機会を提供しています。母親の、育児不安の軽減を図るとともに、安心して相談できる子どものかかりつけ医師の確保を図ることを目的に実施しています。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業	産後うつや育児によるストレス等は母親の自殺リスクを高める場合があるため、生後4か月までに各家庭に出向いて、育児相談に応じ、産後うつの早期発見のための聞き取り等を行っています。必要に応じて受診勧奨し、子育て支援サービス等につないでいます。	健康増進課
すくすく相談事業	近年、育児不安を感じている親が増えているため、臨床心理士による相談会を実施し、適切な助言を行うことで育児を支援しています。必要に応じて、子育て支援サービス等につないでいます。	健康増進課
家庭児童相談事業	家庭児童相談員が、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、助言等を行っています。相談業務の中で、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐための対応を強化します。	こども福祉課
母子・父子自立支援事業	母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行っています。相談業務の中で、生活の安定、児童の福祉の増進を図るとともに、自殺リスクを早期に察知し、他の機関へつなぐための対応を強化します。	こども福祉課

<基本施策> 4. 「生きる」を支える包括的な活動の展開		
<重点施策：勤務・経営対策>		
事業名	事業内容	担当課/団体
自死関連事業・当番弁護士制度	雇用・家族関係・債務等の法律問題が自殺原因になっていることに鑑み、弁護士の支援が重要であるとの認識から、また、自死遺族の抱える法律問題についても弁護士支援の必要ありとの考えから、大分県弁護士会が全国に先駆けて2017年4月1日から発足させて実施しています。	大分県弁護士会
求職者に対する職業相談	失業というリスクを抱えている求職者は、経済的・社会的に困難を抱えており、自殺リスクの高いグループと考えられるため、窓口の職業相談を通し、就職につなげていきながら他機関と連携し、生きることの包括的支援につなげています。	佐伯市公共職業安定所
専門家による巡回相談	就職活動で生じた様々な心理的不安や悩みに対して、「心の相談会」で臨床心理士によるカウンセリングを行い、背後にある様々な問題を自殺予防の視点で察知し、適切な支援先へとつないでいます。	佐伯市公共職業安定所
労働者30名以上の規模の事業場に対するメンタルヘルス対策促進	労働者30名以上の規模の事業場に対するメンタルヘルス対策を促進しています。	佐伯労働基準監督署
職場環境改善	ハラスメント防止規程に基づき、職員の勤務環境を確保することを目的とし、起因する問題に気づき早期対応することで、生きることの包括的支援につなげ、随時相談に応じています。	佐伯商工会議所
職員の職場環境改善	さまざまな相談に応じる職員に対し、組織問題や個人の仕事量など調査し職場のメンタルヘルス向上につなげ、職場での勤務環境を改善しています。	佐伯商工会議所
ストレスチェック制度の履行	労働者数50名以上の規模の事業場は、労働安全衛生法により労働者へストレスチェック実施が義務付けられており、法定のストレスチェック制度の実施を周知・指導を行っています。未実施事業場に対しては、行政指導も行いながら履行を図っています。	佐伯労働基準監督署

＜基本施策＞ 4. 「生きる」を支える包括的な活動の展開		
＜重点施策：勤務・経営対策＞		
事業名	事業内容	担当課/団体
職員のストレスチェックの実施	職員の労働安全衛生のために行っているストレスチェックの中で、自殺対策関連資料を盛り込み全職員へ周知します。ハイリスク者に関しては、嘱託医等へつなぎ、生きることの包括的支援につなげています。	総務課
職員の健康管理	市民からの相談に応じるなど、身近な存在として市民と接している市職員の心身の健康維持・増進を図るため、健康相談や健診事後指導を随時行うことにより心身の不調を早期に発見し、適切なアドバイス等を行っています。	総務課
企業説明会・就職面接会開催事業	就労支援は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）でもあると捉え、就労を希望する方と企業とのマッチングを促す就職面接会・企業セミナーの開催時に、メンタルヘルスに関するパンフレットの配布を行います。また、就労に関わる問題だけでなく、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるように、ジョブカフェやサポートステーションと連携した支援体制を整備しています。	商工振興課
佐伯市シルバー人材センター事業	高齢者の就労支援に係る取組は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）でもあると捉えて、シルバー人材センターと連携した高齢者の雇用機会の創出（シルバー人材センター事業の運営支援）を行います。	商工振興課
ジョブカフェおおいた佐伯サテライト運営事業	全国の若年層の失業率は全年齢と比べて高く、失業そのものが自殺の要因であるため、ジョブカフェおおいた佐伯サテライトと連携し、就職説明会・企業セミナーを開催し、若年者の就職支援を行っています。また、開催にあたって各事業所を訪問し、若年者の就労支援の周知・自殺予防の普及啓発を行います。	商工振興課

＜基本施策＞ 4. 「生きる」を支える包括的な活動の展開		
＜重点施策：勤務・経営対策＞		
事業名	事業内容	担当課/団体
小規模事業者経営改善支援事業	佐伯商工会議所、佐伯市番匠商工会、佐伯市あまべ商工会と連携し、小規模事業者に融資する機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援へとつなげています。新規に本事業を利用する者に対して、制度を周知する際に、商工団体と連携してメンタルヘルスに関するパンフレットの配布を行います。	商工振興課
商工会議所補助金、商工会事業補助金	地域経済の発展のため、中小企業の経営改善普及事業等の伴走型支援を行う地域支援団体に対して運営を支援し、経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況の把握と適切な支援につなげています。また、相談者に対して、必要に応じてメンタルヘルスに関するパンフレット配布を行います。	商工振興課
＜重点施策：生活困窮者対策＞		
事業名	事業内容	担当課/団体
生活困窮自立相談支援事業	生活困窮に陥っている人は、生きることの阻害要因等が複雑に絡み合っているため、直面する課題を把握し、必要な関係機関と連携を密にし、相談の早期段階からさまざまな個別支援を行います。	佐伯市社会福祉協議会
住民からの納税相談及び徴収事務	市税や保険料等の支払い困難者に、支払い困難な事由の原因を見極め、生活改善のための助言を行い、健全な生活環境を整えてもらうために、ファイナンシャルプランナーによる生活改善相談を実施しています。支払い困難者からの相談時に、相談会を積極的に利用するよう働きかけています。	収納課

<基本施策> 4. 「生きる」を支える包括的な活動の展開		
<重点施策：生活困窮対策>		
事業名	事業内容	担当課/団体
生活保護の相談対応職員 の自殺予防等研修受講	生活に困って生活保護等の相談に来る方は、経済面・健康面ほか様々な深刻な問題を抱えているケースが多いです。その相談の中には、面接相談員・生活保護地区担当員（ケースワーカー）に、自殺予防の視点を持ち対処することが求められるケースもあります。今後、相談対応職員には、自殺予防等研修を受講してもらい、相談者への適切な助言等ができるようスキルアップを図ります。	社会福祉課
生活保護受給者への自殺 予防等パンフレット配布 による周知等	生活保護受給者については、随時、訪問・電話等で相談対応を行っています。中でも自殺企図者は、精神的な疾病を抱えている者が多く、定期的訪問時には異常・変化等が無いかわかりやすく状況を把握しており、必要に応じて保健師等と連携して対応しています。今後は、新規受給者や気になる受給者に対して、自殺予防等パンフレットを配布し、必要な支援へとつなげることができるよう相談先の周知等を図ります。	社会福祉課
<重点施策：高齢者対策>		
事業名	事業内容	担当課/団体
緊急通報システム事業	毎朝の安否確認や、困りごとの相談受付、月1回のお元気コール等、緊急時の通報や相談ができる「緊急通報システム」の貸与により、日常生活への不安軽減や緊急時の対応を行っています。	高齢者福祉課
さいきの茶の間運営事業	地域の身近な場所に、気軽に立ち寄ることができる通いの場である「さいきの茶の間」を設置し、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、地域での生活の助長や、社会的孤立感の解消などを行っています。	高齢者福祉課
老人クラブ助成事業	佐伯市老人クラブ連合会及び単位老人クラブへ、地域活動や友愛訪問、健康づくり等の活動に対し助成をしています。高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防等につなげています。	高齢者福祉課

＜基本施策＞ 4. 「生きる」を支える包括的な活動の展開		
＜重点施策：高齢者対策＞		
事業名	事業内容	担当課/団体
認知症地域支援推進事業	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、本人や介護をしている家族の不安や悩みについて、相談員が対応し、認知症に関する正しい情報提供を行うことにより、支援者の精神的負担の軽減に努め、生きることの包括的支援につなげています。また、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援を行っています。	高齢者福祉課
認知症介護教室	認知症に関する正しい知識や接し方等を学ぶ介護教室を通じて、介護者同士の交流を促進し、介護に関する情報を提供・共有することで、不安や負担の軽減、介護者の燃え尽きやうつ病等の精神疾患の予防等を図り、生きることの包括的支援につなげています。	高齢者福祉課

【目標値】			
＜基本施策＞ 4. 「生きる」を支える包括的な活動の展開			
○さまざまな相談・支援			
評価項目	現状値	目標値	担当課/団体
暮らしとこころの相談会の継続実施	年2回	年2回	日本弁護士連合会 大分県弁護士会 (貧困と人権に関する委員会・担当)
精神保健福祉相談日の開設回数	年12回	年12回	大分県南部保健所
きずなファーム開催回数の増加	月1回	月2回	佐伯市社会福祉協議会
ほっとカフェ開催回数の増加	年11回	月12回	佐伯市社会福祉協議会
きずなレター事業実施回数の増加	年1回	年2回	佐伯市社会福祉協議会
自殺企図者等への個別支援実施率	100%	100%	大分県南部保健所
○子どもや保護者、子育て支援についての相談・支援			
評価項目	現状値	目標値	担当課/団体
妊娠中に支援が必要な妊婦に対する対応	100%	100%	健康増進課
産科医療機関から依頼があった妊婦への対応	100%	100%	健康増進課

○子どもや保護者、子育て支援についての相談・支援			
評価項目	現状値	目標値	担当課/団体
育児等保健指導(ペリネイタルビジット)事業利用者のうち、継続支援が必要とされた妊産婦への対応	100%	100%	健康増進課
EPDS(産後うつ質問票)9点以上の産婦への支援実施率	100%	100%	健康増進課
乳幼児健診のアンケートで「育児について悩みを相談できる人がいる」と答える保護者の割合の増加	96.5%	100%	健康増進課

【目標値】			
＜基本施策＞4.「生きる」を支える包括的な活動の展開			
＜重点施策：勤務・経営対策＞			
評価項目	現状値	目標値	担当課/団体
専門家による巡回相談の継続実施	年24回	年24回	佐伯市公共職業安定所
労働者30名以上の規模の事業場に対するメンタルヘルス対策の取組率の増加	—	80%以上	佐伯市労働基準監督署
入所時や規定改定時の職場環境改善の実施	—	100%	佐伯商工会議所
職員の職場環境改善の継続実施	年1回	年1回	佐伯商工会議所
ストレスチェック制度の実施率の増加	82.13%	100%	佐伯市労働基準監督署
ストレスチェックの実施	98.1%	100%	総務課
自殺対策関連資料の周知	—	100%	総務課
企業説明会・就職面接会開催事業時のパンフレット配布	—	年1回	商工振興課
新規で小規模事業者経営改善支援事業を利用する者にパンフレット配布	—	100%	商工振興課
＜重点施策：生活困窮者対策＞			
評価項目	現状値	目標値	担当課/団体
住民からの納税相談及び徴収事務	61件	65件	収納課
生活保護の相談対応職員の研修受講	—	100%	社会福祉課
生活保護受給者へのパンフレット配布	—	年100件	社会福祉課
＜重点施策：高齢者対策＞			
評価項目	現状値	目標値	担当課/団体
緊急通報システム機器貸与数の増加	495台	550台	高齢者福祉課
お元気コールの継続実施	月1回	月1回以上	高齢者福祉課
さいきの茶の間開設数の増加	50か所	54か所	高齢者福祉課
単位老人クラブ数の増加	86か所	89か所	高齢者福祉課
認知症の人と家族の会の継続実施	月1回	月1回	高齢者福祉課
認知症介護教室の実施	年3回	年3回	高齢者福祉課

5 つながり支えあう地域づくりの推進

少子高齢化や核家族化等の生活形態の変化に対応し、障がい¹のある人や認知症高齢者、子ども、生活困窮者等が生活していくうえで、誰もが住み慣れた地域でつながり支えあいながら生活ができることが重要です。そのためには、住民と関係機関をつなぐための調整機関が必要であり、地域が抱える様々な問題の早期発見が求められます。同様に、地域内での災害発生時の支援体制の確立や、支援が必要な人たちが安心して生活できる地域づくりが必要です。

＜基本施策＞ 5. つながり支えあう地域づくりの推進		
事業名	事業内容	担当課/団体
単位民児協会会長会 単位民児協定例会	各会開催時に、普及啓発用のパンフレットを配布し、会員が気づいたときに必要な支援へとつなげることができるよう相談先の周知、体制整備を行い、関係機関と連携強化を図っています。	佐伯市民生委員児童委員協議会
ひきこもり脱出作成会議の開催	個別に相談に応じた事例に対して、精神科医師を含めた会議を開催しています。個別の問題解決にとどまらず、地域の関係者の連携を深め、ネットワークの強化を目指しています。	佐伯市社会福祉協議会
精神障がい者支援体制強化検討会 (かかりつけ医精神科医等連携推進会議)	医師会と連携し、うつ状態や依存症などのハイリスク者の早期発見や支援方策などについて検討し、支援体制の整備に必要な研修等を行っています。	大分県南部保健所
要保護児童対策地域協議会	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであり、被虐待の経験は子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなることと捉え、福祉・教育・保健・警察等の関係機関連携のもと、児童虐待防止・早期発見及び支援対象児童等への適切な対応を行っています。	こども福祉課
佐伯市自殺対策連絡協議会	本市における自殺対策を総合的に推進するために、関係機関・団体に所属する委員で組織する佐伯市自殺対策連絡協議会を開催しています。誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するために、市民、行政、関係機関等が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進するためのネットワーク強化を図っています。	障がい福祉課

¹ 「障害」を「障がい」とひらがな表記することについて・・・

佐伯市では、障がいのある方の思いを大切に、市民の障がい者に対する理解を深めていただくため、市が作成する文章等において否定的なイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。このため、本計画書では、法令の名称や団体・施設等の固有名称を除き、ひらがなで表記しています。「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成につながることが期待されます。

<基本施策> 5. つながり支えあう地域づくりの推進		
事業名	事業内容	担当課/団体
佐伯市地域自立支援協議会	障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育機関、企業、学識経験者等の関係機関連携のもと、障がい者（児）が抱える困りの課題解決、事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくり等を推進するために協議会を開催しています。	障がい福祉課
<重点施策：高齢者対策> 5. つながり支えあう地域づくりの推進		
事業名	事業内容	担当課/団体
地域包括ケアシステムの推進	「住まい・医療・介護・予防・生活支援」を地域で包括的に確保できる体制の推進を行っています。誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括支援センターにおける総合相談や見守り、権利擁護等の支援を行い、自殺リスクの高い高齢者等の早期発見・早期対応ができるための体制強化を図っています。	高齢者福祉課

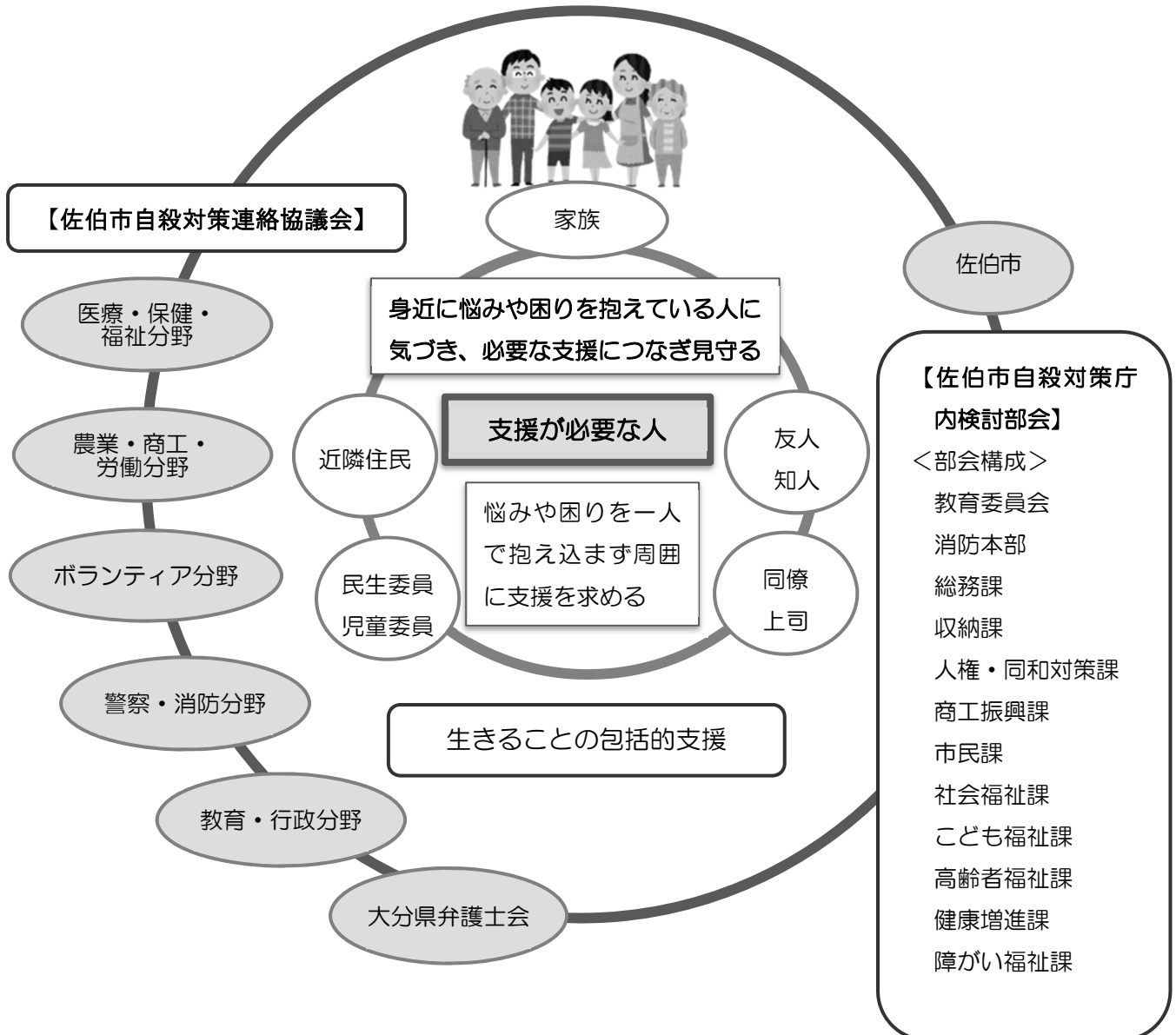
【目標値】			
<基本施策> 5. つながり支えあう地域づくりの推進			
評価項目	現状値	目標値	担当課/団体
単位民児協会長会・単位民児協定例会開催時のパンフレット配布	—	年1回	佐伯市民生委員児童委員協議会
ひきこもり脱出作戦会議の開催	年2回	年2回	佐伯市社会福祉協議会
精神障がい者支援体制強化検討会の開催回数 (かかりつけ医精神科医等連携推進会議)	年1回	年1回	大分県南部保健所
要保護児童対策地域協議会の開催	年12回	年12回	こども福祉課
佐伯市自殺対策連絡協議会の開催	年2回	年2回以上	障がい福祉課
佐伯市地域自立支援協議会の開催	年2回	年2回以上	障がい福祉課
<重点施策：高齢者対策>			
評価項目	現状値	目標値	担当課/団体
地域包括支援センター運営協議会の開催	年2回	年2回	高齢者福祉課

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域等社会全般に深く関係していることから、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関・民間団体等との有機的な連携を強化し、総合的に取り組む体制づくりを推進します。

また、学識経験者や関係機関、関係団体等を代表する者で構成する「佐伯市自殺対策連絡協議会」において、自殺対策基本計画に関することや関係機関、関係団体等との連携その他自殺対策の総合的な推進に関することについて協議します。

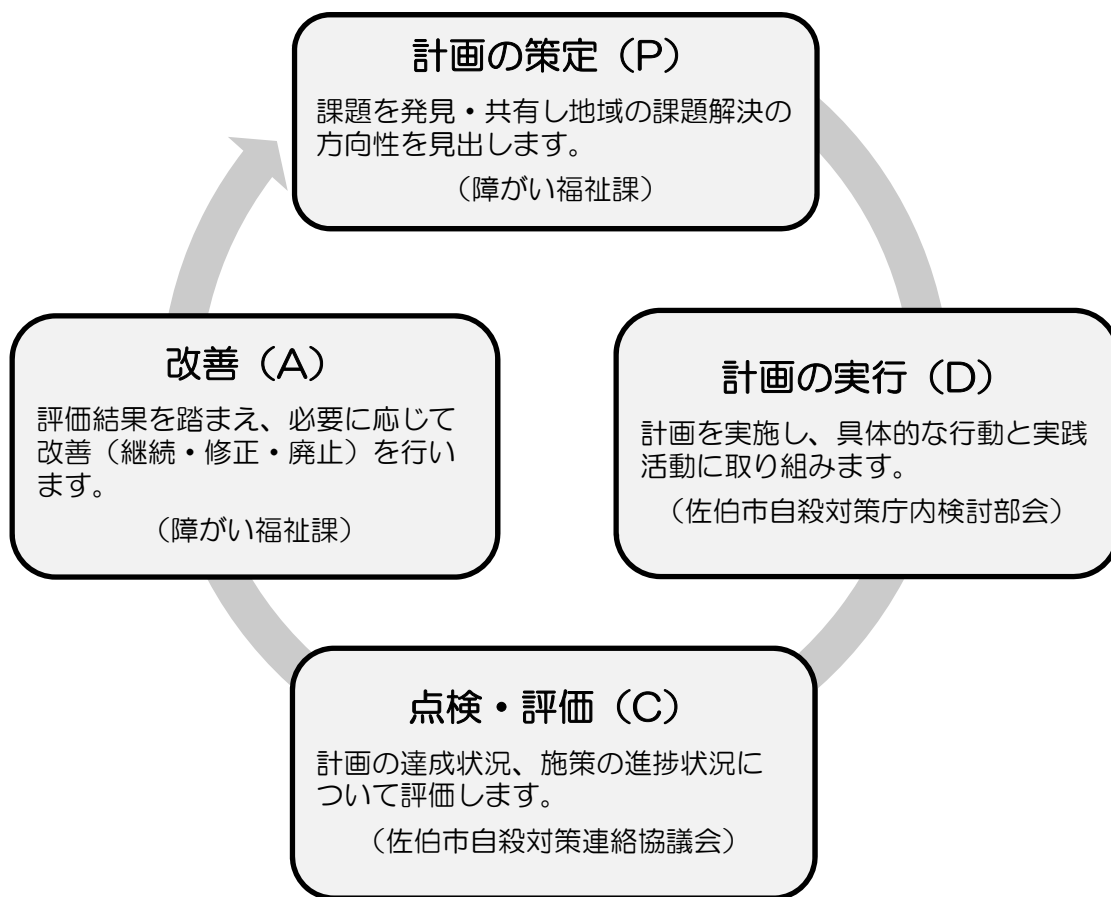


2 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人一人が自殺対策への重要性を理解し、取組を行えるよう、市のホームページ等、多様な媒体を活用し、市民への周知を行います。

3 計画の進捗管理

本計画の取組状況や目標値の達成状況等については、自殺対策の担当課(障がい福祉課)において把握し、PDCAサイクルにより計画の適切な進行管理に努めます。



4

評価指標一覧

本計画を推進していくための評価指標一覧です。「◎」は評価指標が該当する「施策区分」を表します。

■基本施策毎の評価指標

◎：主たる施策 ○：関連する施策

基本施策	評価指標	施策区分				現 状 (2018年) 平成30年度	目 標 (2024年) 令和6年度	担当課	
		基本 施策	重点施策						
			高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営				
1	自殺対策を支える人材の育成	自殺対策に係るスタッフの研修の実施	◎	○	○	○	—	年1回	障がい福祉課
		県下救急担当者会議への事案提案および情報交換	◎				—	年1回	佐伯市消防本部
		こころの健康講演会事業の開催	◎				年2地区	年2地区	障がい福祉課
		認知症サポーター養成講座の開催	○	◎			年45回	年45回	高齢者福祉課
2	児童生徒に対する自殺予防教育の推進	指導者研修会の開催	◎				年1回	年1回	佐伯市PTA連合会
		父親・母親部研修会の開催	◎				年1回	年1回	佐伯市PTA連合会
		児童・保護者に向けたグリーンプラザ活動内容の周知	◎				年1回	年1回	佐伯市PTA連合会
		SOSの出し方に関する授業の実施	◎				—	年1回 (全小・中学校)	学校教育課
		思春期こころの健康講演会の開催	◎				年2校	年2校	障がい福祉課
		高校生への自殺予防啓発事業の開催	◎				年1校	年1校	障がい福祉課
3	自殺を予防するための共通認識の浸透	自殺対策キャンペーン新規協力機関数の増加	◎				8機関	13機関	大分県南部保健所 障がい福祉課
		DV相談業務の周知	◎				—	年1回	人権・同和対策課
		救急講習普通救命講習時のパンフレット配布	◎				—	100%	佐伯市消防本部
		過重労働解消に向けた取り組み	○			◎	年1回 (11月実施)	年1回	佐伯労働基準監督署
		会議での啓発活動	○			◎	—	年1回	佐伯商工会議所
		会報配布	○			◎	—	年1回	佐伯商工会議所

◎：主たる施策 ○：関連する施策

基本施策	評価指標	施策区分				現 状	目 標	担当課
		基本 施策	重点施策					
			高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営	(2018年) 平成30年度	(2024年) 令和6年度	
4 「生きる」 を支える包 括的な活動 の展開	暮らしとこころの相談会の継続実施	○	◎	◎	◎	年2回	年2回	大分県弁護士会
	精神保健福祉相談日の開設回数	◎				年12回	年12回	大分県南部保健所
	きずなファーム開催回数の増加	○		◎		月1回	月2回	佐伯市社会福祉協議会
	ほっとカフェ開催回数の増加	○		◎		年11回	月12回	佐伯市社会福祉協議会
	きずなレター事業実施回数の増加	○		◎		年1回	年2回	佐伯市社会福祉協議会
	自殺企図者等への個別支援実施率	◎				100%	100%	大分県南部保健所
	妊婦中に支援が必要な妊婦に対する対応	◎				100%	100%	健康増進課
	産科医療機関から依頼があった妊婦への対応	◎				100%	100%	健康増進課
	育児等保健指導(ベリネイタルビジット)事業利用者のうち、継続支援が必要とされた妊産婦への対応	◎				100%	100%	健康増進課
	EPDS(産後うつ)の質問票)9点以上の産婦への支援実施率	◎				100%	100%	健康増進課
	乳幼児健診のアンケートで「育児について悩みを相談できる人がいる」と答える保護者の割合の増加	◎				96.50%	100%	健康増進課
	専門家による巡回相談の継続実施	○			◎	年24回	年24回	佐伯市公共職業安定所
	労働者30名以上の規模の事業場に対するメンタルヘルス対策の取り組み率の増加	○			◎	—	80%以上	佐伯労働基準監督署
	入所時や規定改定時の職場環境改善の実施	○			◎	—	100%	佐伯商工会議所
	職員の職場環境改善の継続実施	○			◎	年1回	年1回	佐伯商工会議所
	ストレスチェック制度の実施率の増加	○			◎	82.13%	100%	佐伯労働基準監督署
	ストレスチェックの実施	○			◎	98.10%	100%	総務課
	自殺対策関連資料の周知	○			◎	—	100%	総務課
	企業説明会・就職面接会開催事業時のパンフレット配布	○			◎	—	年1回	商工振興課
新規で小規模事業者経営改善支援事業を利用する者にパンフレット配布	○			◎	—	100%	商工振興課	

◎：主たる施策 ○：関連する施策

基本施策	評価指標	施策区分				現 状 (2018年) 平成30年度	目 標 (2024年) 令和6年度	担当課	
		基本 施策	重点施策						
			高 齢 者	生 活 困 窮 者	勤 務 ・ 経 営				
4	「生きる」 を支える包 括的な活動 の展開	住民からの納税相談及び徴収事務	○		◎	61件	65件	収納課	
		生活保護相談対応職員の研修受講	○		◎	—	100%	社会福祉課	
		生活保護受給者へのパンフレット配布	○		◎	—	年100件	社会福祉課	
		緊急通報システム機器貸与数の増加	○	◎		495台	550台	高齢者福祉課	
		お元氣コールの継続実施	○	◎		月1回	月1回以上	高齢者福祉課	
		さいきの茶の間開設数の増加	○	◎		50か所	54か所	高齢者福祉課	
		単位老人クラブ数の増加	○	◎		86か所	89か所	高齢者福祉課	
		認知症の人と家族の会の継続実施	○	◎		月1回	月1回	高齢者福祉課	
		認知症介護教室の実施	○	◎		年3回	年3回	高齢者福祉課	
5	つながり支 えあう地域 づくりの推 進	単位民児協会会長会、単位民児協 定例会	◎			年1回	年1回	佐伯市民生委員 児童委員協議会	
		ひきこもり脱出作成会議の開催	◎			年2回	年2回	佐伯市社会福祉協議会	
		精神障がい者支援体制強化検討 会（かかりつけ医精神科医等連 携推進会議）	◎			年1回	年1回	大分県南部保健所	
		要保護児童対策地域協議会	◎			年12回	年12回	こども福祉課	
		佐伯市自殺対策連絡協議会	◎	◎	◎	◎	年2回	年2回	障がい福祉課
		佐伯市地域自立支援協議会	◎				年2回	年2回	障がい福祉課
		地域包括支援センター運営協議 会の開催	○	◎			年2回	年2回	高齢者福祉課

資料編

1 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

佐伯市

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

佐伯市

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を凶ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一八年政令第三四三号で平成一八年一〇月二八日から施行)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 自殺総合対策大綱

■自殺総合対策大綱（概要）第1～第3

「自殺総合対策大綱」（概要）

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「自殺総合対策大綱」（概要）

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化する**
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下させる**
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

3

佐伯市自殺対策連絡協議会設置要綱

○佐伯市自殺対策連絡協議会設置要綱

平成 25 年 10 月 11 日

告示第 123 号

改正 平成 27 年 3 月 31 日告示第 50 号

令和元年 7 月 31 日告示第 144 号

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、同法第 13 条第 2 項に規定する市町村自殺対策計画（以下「自殺対策計画」という。）の策定及び推進並びに同法第 3 章に規定する基本的施策の策定及び実施について関係機関・団体等と協議を行い、もって本市における自殺対策を総合的に推進するため、佐伯市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の検討に関すること。
- (2) 自殺対策のための情報交換及び連携強化に関すること。
- (3) 自殺対策に係る普及及び啓発に関すること。
- (4) 自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる分野の関係機関・団体等に所属する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医療・保健・福祉分野
- (2) 農業・商工・労働分野
- (3) ボランティア分野
- (4) 警察・消防分野
- (5) 教育・行政分野
- (6) その他市長が必要と認める分野

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員は、会議を欠席する場合においては、あらかじめ会長の承諾を得て、代理の者を出席させることができる。

3 会議は、委員(前項の代理の者を含む。)の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 会議に出席した者は、知り得た個人の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。

(部会)

第8条 第2条の所掌事項を分掌させる必要があるときは、協議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 この告示の施行の日以後及び委員の任期満了の日後最初に招集する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

佐伯市

附 則（平成 27 年 3 月 31 日告示第 50 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 31 日告示第 144 号）

この告示は、公示の日から施行する。

4 佐伯市自殺対策連絡協議会名簿

<佐伯市自殺対策連絡協議会名簿>

	所 属	役 職	氏 名
1	佐伯市社会福祉協議会	常務理事	亀山 伸太
2	大分県南部保健所	参事兼 地域保健課長	疋田 利恵
3	大分県弁護士会	弁護士	西山 巖
4	佐伯市区長会連合会	会長	下川 芳夫
5	社会医療法人 敬和会 佐伯保養院	院長	廣瀬 就信
6	佐伯市民生委員児童委員協議会	会長	仲矢 和雅
7	佐伯市PTA連合会 母親代表	PTA副会長	植木 優子
8	佐伯商工会議所	経営支援員	高橋 普佐恵
9	大分県農業協同組合佐伯事業部女性部	部長	佐野 智子
10	佐伯労働基準監督署	安全衛生課長	安藤 翔太
11	佐伯公共職業安定所	統括職業指導官	佐藤 俊子
12	佐伯警察署	生活安全課長	樋口 哲平
13	医療法人光和会 ひなた女性クリニック	院長	谷口 久枝
14	佐伯市ボランティア連絡協議会	会長	田中 生代
15	佐伯市消防本部	消防長	染矢 裕紹
16	佐伯市教育委員会	部長	狩生 浩司
17	佐伯市総務部	部長	清家 和彦
18	佐伯市地域振興部	部長	川野 登志郎
19	佐伯市福祉保健部	部長	亀井 直美
20	佐伯市市民生活部	部長	泥谷 幸一

5 用語解説

【あ行】

●援助希求行動

悩みを誰かに話したり、助けを求めたりする行動のことを指す。

【か行】

●ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。

●権利擁護

人間としての権利を保障すること。高齢者や障がい者等の社会的に不利な立場にある人々に対する人権侵害(財産侵害や虐待等)を防ぐことや、自己の権利やニーズ表明することが困難な人に代わって、援助者が権利やニーズを表明(代弁)すること。

【さ行】

●自殺死亡率

人口10万人当たりの自殺者数のこと。自殺死亡率=10万÷総人口×総自殺者数で率を算出すること。

●自殺実態白書2013

NPO法人ライフリンクが2009年～2012年の4年間分の「地域の自殺の基礎資料」の分析、自死遺族の方々への聞き取り調査を実施し、今後の具体的な対策へとつなげるために、日本の自殺実態の解明に取り組んだプロジェクトの最終報告書のこと。

●自殺総合対策推進センター

自殺総合対策の更なる推進を求める決議(平成27年6月2日参議院・厚生労働委員会)及び「自殺予防総合対策センターの今後の業務の在り方について」(平成27年7月)を踏まえ、これまでの「自殺予防総合対策センター」を改組し、平成28年度より新たに「自殺総合対策推進センター」として、平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策のPDCAサイクルに取り組むための資料の提供や、民間団体を含めた地域の自殺対策を支援している。

●自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定める。平成19年6月に初めての大綱が策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年8月に初めて全体的な見直しが行われた。平成28年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえ、平成29年7月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定された。

●自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成18年6月21日法律第85号）は、年間の日本の自殺者数が3万人を超えていた日本の状況に対処するため制定された法律である。自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の遺族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らす頃のできる社会の実現に寄与することを目的とする法律である。

●自殺企図

死ぬことを目的として自分を傷つけたものの、結果として死に至らなかった場合のことを指す。

●自死遺族

自殺（自死）で大切な人を亡くした遺族の心情に配慮した表現であり、親族（血族・姻族）だけに限定されるものではなく、同僚、学校の友人、親しい友人等も含む。

●生活困窮

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経時的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある状態のこと。

【た行】

●地域自殺実態プロフィール

自殺実態プロフィールとは国勢調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計（国民生活基礎調査、社会生活基本調査等）に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺死亡率、関連する地域特性を洗い出し、報告書のような簡易なレポートとしてまとめられたもの。

●地域包括支援センター

地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務）

ント支援業務)、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。

【な行】

●ノーマライゼーション

「障害者を排除するのではなく、障害を持っていても健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそがノーマルな社会である」という考え方。

【は行】

●パブリックコメント

行政が基本的な計画や条例等を立案する過程において、これらの素案を公表し、それに対して市民や関係者等から意見を提案していただく機会を設け、行政はそれを考慮して意思決定に反映させていく制度。

●発達障害

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

●ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交友など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念と定義（概ね従来通り）している。なお、「ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の減少とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低いことに留意すべき」としている。

●ファイナンシャルプランナー

家計にかかわる金融、税制、不動産、住宅ローン、保険、教育資金、年金制度など幅広い知識を備え、相談者の人生の夢や目標をかなえるために総合的な資金計画を立て、経済的な側面から実現に導く方法を一緒に考え、サポートする専門家のこと。

【ま行】

●マッチング

種類の異なったものや複数のデータを突き合わせたり組み合わせること。

●メンタルヘルス（英: mental health）

精神面における健康のこと。主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、メンタルヘルス対策、あるいは精神保健医療のように精神障害の予防と回復を目的とした場面で使われる。世界保健機関による精神的健康の定義は、精神障害でないだけでなく、自身の可能性を実現し、共同体に実りあるよう貢献して、十全にあることだとしている。

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努め、幅広い活動をしている。児童福祉法に基づく「児童委員」を兼ねており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

【A～Z】

●DV

「domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）」の略。配偶者や交際相手等親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。身体的な危害を加える暴力だけでなく、これに準ずる精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力のような、心身に有害な影響を及ぼす行動も含まれる。家庭内の子どもへの親の暴力や高齢者虐待とは分けられている。

●PDCAサイクル

業務管理手法や行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action/Act(行動)の4つで構成されていることから、PDCAという名称になっている。

●SNS

「Social Networking Service（ソーシャルネットワークサービス）」の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことを指し、趣味、職業、居住地域等を同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供するサービス等がある。

いのちを支える佐伯市自殺対策計画

発行年月／2020（令和2）年 月

発 行／ 佐伯市

編 集／ 佐伯市 福祉保健部 障がい福祉課

〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1-1

TEL 0972-22-3111（代表）

FAX 0972-22-3124（代表）

ホームページ <http://www.city.saiki.oita.jp>
